

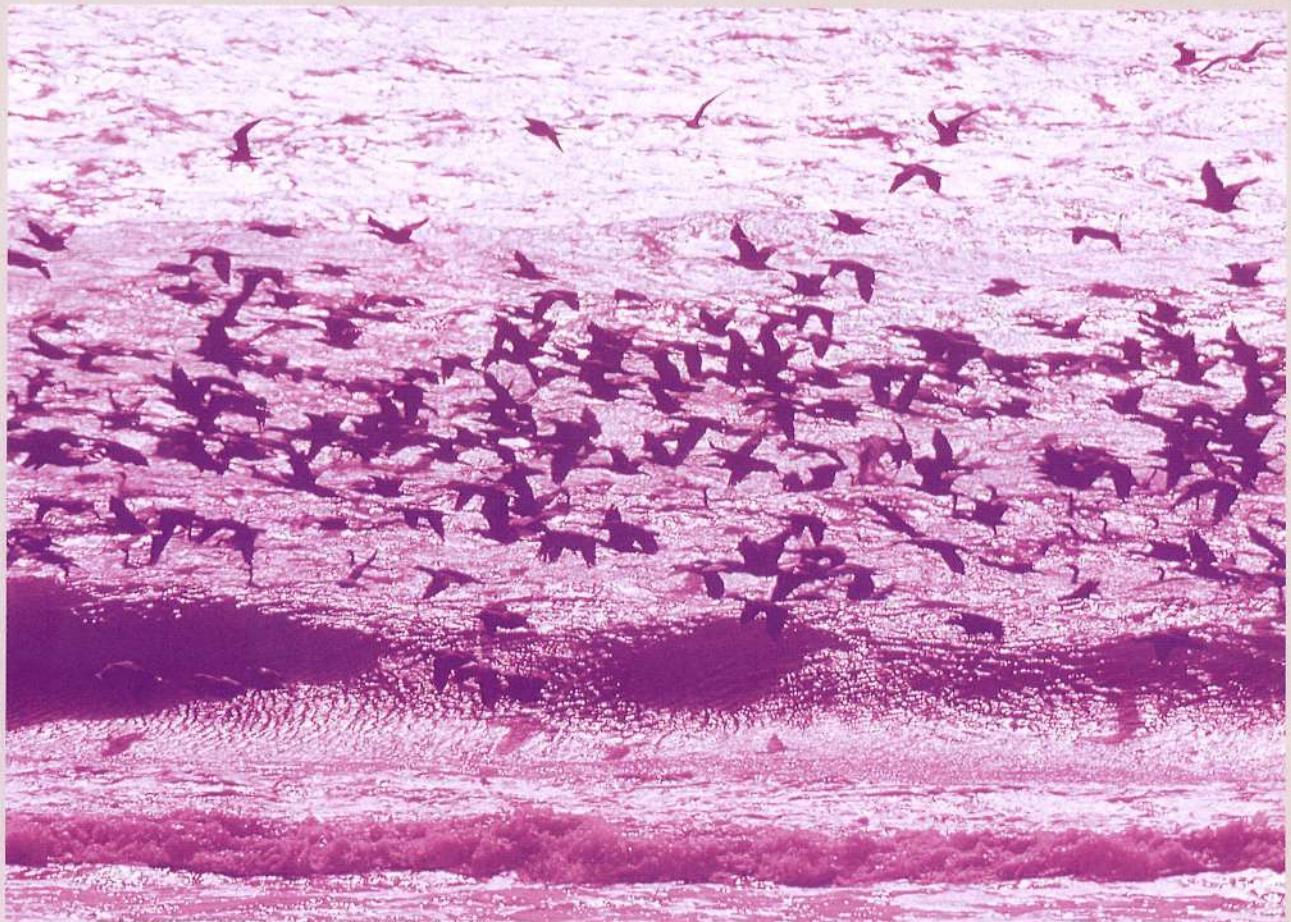
阪神・淡路大震災復旧活動記録

平成7年4月1日～平成8年3月31日

# この地へ集いて



兵庫県住宅供給公社



## 発刊にあたって

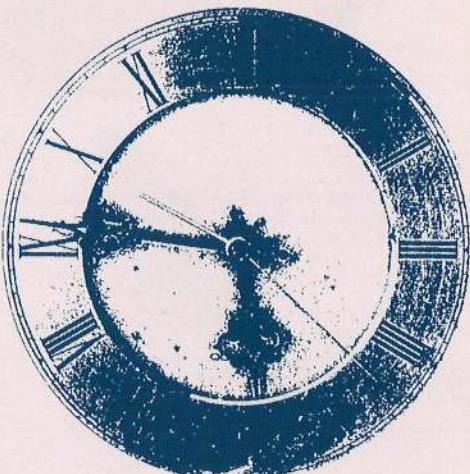
平成7年1月17日、早朝の5時46分、マグニチュード7.2の都市直下型大地震が神戸市を中心に阪神、淡路地区を襲った。当初は、どの情報網が寸断されたかも確認できず、被災地から遠く離れた地域はもとより、被災地ですらその規模を推し量ることはできなかった。断続的に伝えられる情報で概ねの被災範囲と内容が伝えられるに至り、人の英知を凝縮させた高層建築、高速道路、鉄道をはじめとした形あるものの破壊にとどまらず、人々の住む環境をも根こそぎ変貌させた事実を知り、人知の及ばぬ自然界の底知れぬ力を私たちは改めて強く、深く認識することとなる。

阪神・淡路大震災が日本国中の人々に刻み込んだものは、自然の厳しさではあったが、同時に人々の心の中に本来、私たちが培ってきた「思いやり」「助け合い」「奉仕の心」を呼び起こしてくれたのではないだろうか。ややもすれば、己の日々の生活に埋没し、隣に住まう人々とのふれ合いにも遠回りを決め込んでしまう乾いた心に、少しだけ勇気を持って、声を掛け合うという、当り前の「おこない」を取り戻させてくれた。

神戸市をはじめとする被災地は1年を経過し、着実に復旧から復興に向けて歩みはじめている。街はあちらこちらにその爪痕を残すものの、行き交う人々からは活気が感じ取れるようになった。経済を含め本格的な復興へはさらなる努力の積み重ねが必要であろうが、この震災にあたり、生まれた人々の心の絆は困難な道のりを乗り越える糧となるであろう。

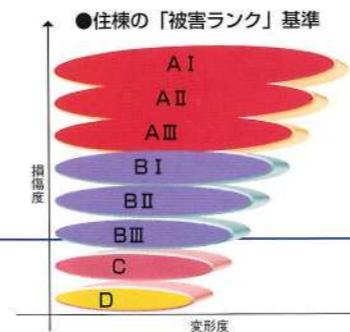
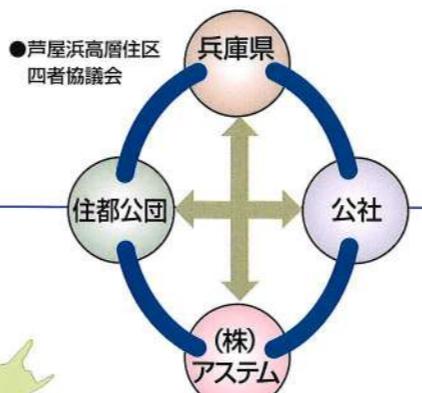
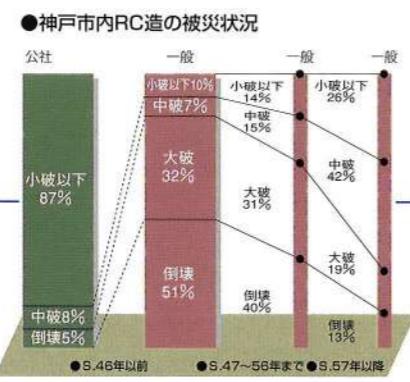
今回の震災が生んだ人々の心の繋がりの現れの一つとして、全国の9住宅供給公社からの派遣職員と兵庫県からの出向職員の方々には、当公社住宅の震災復旧業務を担当していただいた。復旧業務が概ね完了するに当たって、今後の非常時に対し微力ながらその経験を示唆できればと考え、平成7年4月からの1年間の思い、悩み、喜びを1冊にとりまとめたものである。

平成8年3月  
兵庫県住宅供給公社





## 目次



## 阪神・淡路大震災の被災概要

2P

## 兵庫県住宅供給公社の住宅・施設等被災概要

5-6P

## 公社の緊急的な対応

11-16P



## 公社の本格的な対応

17-28P

## この1年を振り返って (公社職員として)

29-30P



## 資料編

31-34P



# 阪神・淡路大震災の被災概要



## ● 地震の発生状況 ●

- 平成7年1月17日、午前5時46分、淡路島北方沖、北緯34度36分、東経135度03分、深さ14kmを震源とするM7.2の直下型地震が淡路島北部から350万人余りが密集する神戸市及び阪神地域を襲った。
- 各地の震度階級は、昭和23年の福井地震で設けられた震度階級7が初めて神戸市、芦屋市、西宮市、北淡町等で記録された。また、他の地域では神戸市全域、洲本の6、豊岡の5などとなっている。

### 関東大震災以降の大規模地震

1923：関東大震災 M7.9  
1927：北丹後地震 M7.3  
1933：三陸沖明治地震 M8.1  
1943：鳥取地震 M7.2  
1946：南海地震 M8  
1948：福井地震 M7.1  
1964：新潟地震 M7.5  
1968：十勝沖地震 M7.9  
1974：伊豆半島沖地震 M6.9  
1978：伊豆大島近海地震 M7  
1978：宮城県沖地震 M7.4  
1983：日本海中部地震 M7.7  
1984：長野県西部地震 M6.8  
1993：釧路沖地震 M7.8  
1993：北海道南西沖地震 M7.8  
1994：北海道東方沖地震 M8.1  
1994：三陸はるか沖地震 M7.5  
1995：阪神・淡路大震災 M7.2



倒壊した阪神高速道路（写真提供：共同通信社）

## ● 被災概要(兵庫県) ●

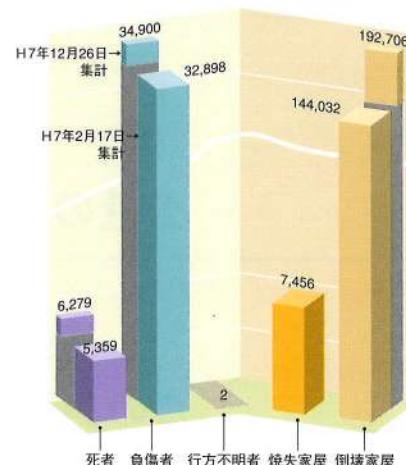
兵庫県全面積	8,385km <sup>2</sup>
兵庫県全人口(震災前)	5,526,689人

災害救助法指定市町数10市10町

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、三木市、洲本市、計10市  
津名町、淡路町、北淡町、一宮町、東浦町、五色町、西淡町、三原町、綠町、南淡町、計10町

指定市町面積	1,657km <sup>2</sup> (19.8%)
指定市町人口(震災前)	3,589,126人 (64.9%)

指定市町面積比と同人口比を比較すれば、被災地域に政令指定都市の神戸市を含むとはいってもその密集度が際だつ。



上図で、大きく異なる死者の数は、再調査で判明した12人と災害弔慰金申請に伴い市町が認めた関連死787人の増加による。右図の通り、避難者数は平成8年7月末までに約48,300戸建設された仮設住宅等によって漸減することとなる。そのうち、高齢者、身障者対応の地域型仮設住宅も1,905戸建設された。

## ■ 避難者数/避難所数/仮設住宅戸数の推移

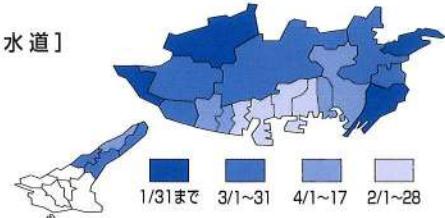


## ● ライフラインの被災概要 ●

阪神高速道路神戸線、鉄道施設高架橋等の崩壊・損壊等及び広範囲に渡る液状化が被害を増大させた。各交通機関の被災箇所及び復旧時期等は右上の図「交通網寸断マップ」による。また、水道・電気・都市ガスも地域別供給時期は下図による。

### ● ライフラインの供給時期

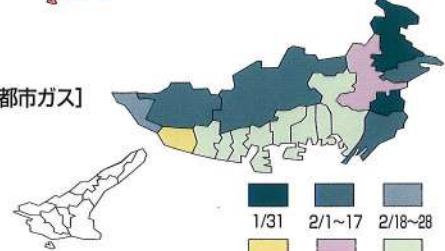
#### [水道]



#### [電気]



#### [都市ガス]





# 兵庫県住宅供給公社の 住宅・施設等被災概要

## ●● 公社住宅・施設等建設実績 ●●

昭和25年、西宮東町(A)(B)団地の建設以来、昭和40年の地方住宅供給公社法制定に伴う法人格変更後も一貫して、県住宅施策の一翼を担う立場として多くの賃貸及び分譲住宅等を供給してきた。

平成6年度までの住宅建設実績は

賃貸住宅：7,620戸

長期分譲住宅：9,814戸

一般分譲住宅等：10,069戸

他に施設等を含め合計33,337戸となっている。

## ●● 主な大規模団地 ●●

### 明石舞子ニュータウン(明舞団地)

昭和39年から神戸市垂水区と明石市にわたる約217haの山野を新住宅市街地法等により兵庫県及び公社で造成し、各事業体が住宅建設を行った。県営住宅、公団住宅、公社住宅、戸建住宅等約10,300戸、約34,000人が居住する兵庫県内で最初の大規模団地である。

約10,300戸のうち、公社は2,937戸の住宅と賃貸店舗等の施設も合わせて建設した。

### 芦屋浜シーサイドタウン

昭和44年、県企業庁の芦屋市臨海部125haの埋立造成に始まり、昭和47年、建設省等の主催による提案設計競技「工業化工法による芦屋浜高層住宅プロジェクト」を経て、高層住宅郡が建設された後、公社が順次、中低層住宅及び宅地分譲を建設・供給した。同タウンは県営住宅、公団住宅、公社住宅、民間住宅等5,431戸、約18,000人が居住する。5,431戸のうち、公社は2,645戸の住宅等を供給した。

## ●● 公社住宅・施設等被災概要 ●●

●阪神・淡路大震災で被害を受けた住宅・施設等のうち、被災度調査、復旧及び解体・除却等の対象としたものは、公社が管理を行っていた共同住宅の団地である。

●対象団地は、東より尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、芦屋市、神戸市、東灘区、灘区、中央区、兵庫区、須磨区、西区、垂水区、明石市、加古川郡播磨町、加古川市、姫路市の7区、9市、1町に分布する。

賃貸住宅：70団地150棟4,647戸

長期分譲住宅：41団地152棟4,811戸

計111団地302棟9,458戸  
構造はRC、SRC、PC、HPC、S+PCとなっている。

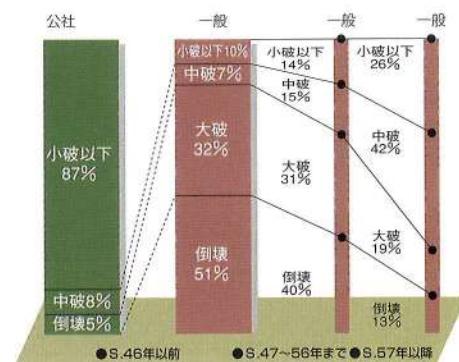
●被災度調査は、震災直後の公社技術系職員等による目視調査から始まり、団地の被害度合いにより、応急危険度判定、被災度区分判定調査の実施を委託した。



合計は日本建築センターの構造認定を受けた芦屋浜高層(若葉・高浜)の10棟を除く292棟。

## ●● 公社住宅(住棟)被災概要 ●●

今回の震災でのRC造建築物の倒壊等は一つの衝撃的な事象とされる。公社住宅と一般的な建築物との被災状況を比較することにより公社の被災状況の位置づけを検証する。公社の被災総数のうち神戸市内のRC造を比較対象する。なお、公社住宅は昭和25～46年度に分布している。



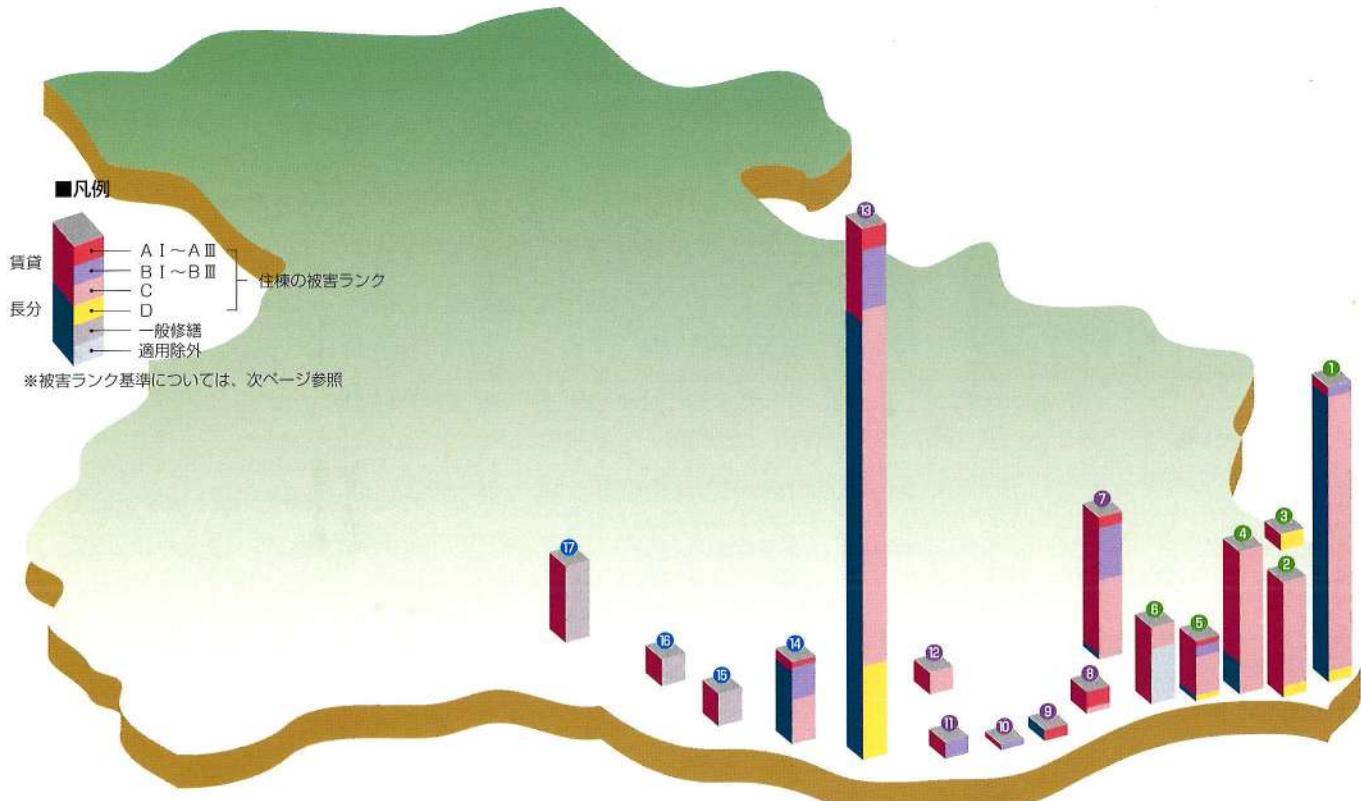
一般の被災状況は、建設省建築研究所「平成7年兵庫県南部地震被害調査中間報告書」による。なお、同報告書の被災区分は被災度区分判定に酷似した独自のものである。

## ●● 公社住宅(設備)被災概要 ●●

住宅にとって上水・電気・ガス・TVは重要な構成要素であり、建物の機能の健全性を判断する指標となる。様々な部位で損傷を受けた公社の設備であるが、上水の高置水槽、受水槽及び電波障害対策施設に着目して被災概要をまとめる。

被災内容	箇所数	団地名
給水塔解体・除却	1基	明舞(13)(15)
高置水槽転落	1基	芦屋小池
受水槽全壊	3基	白川台
高置水槽損壊	9基	住吉台他7団地
受水槽傾斜	2基	浜甲子園(1)他1団地
受水槽天版損壊	1基	住吉(1)
電波障害対策施設損傷	3施設	深江見附他2施設

●公社管理住宅の地域別被害分布



市 区 町 名	棟数(戸数)		管 理 団 地 名
	賃貸	長分	
①尼崎市/計16団地	2(56)	51(1,599)	武庫之荘第1、武庫之荘西(1)~(2)、西大島、御園、東園田、杭瀬(1)~(9)、杭瀬店舗
②伊丹市/計9団地	20(580)	0	伊丹(1)~(5)、伊丹鴻池(2)~(4)~(6)、伊丹池尻
③川西市/計2団地	3(80)	0	川西松ヶ丘(1)~(2)
④宝塚市/計7団地	20(530)	5(162)	宝梅園(1)~(2)、宝塚安倉(3)~(5)、東仁川、宝松苑
⑤西宮市/計8団地	9(332)	2(66)	西宮東町(A)~(B)、浜甲子園(1)~(2)、田近野(3)、第2甲子園、甲子園南、甲東園
⑥芦屋市/計4団地	14(691)	0	芦屋小槌、芦屋春日、芦屋浜高層(若葉、高浜)
⑦東灘区/計13団地	22(446)	3(44)	住吉(1)~(2)、本山岡本(1)~(2)、御影(A)~(B)、本山神岡、魚崎新堀、住吉宮の前、青木、住吉台、住吉宮の前(3)、本山田中
⑧灘 区/計4団地	4(78)	0	日の出(1)~(3)、篠原(1)
⑨中央区/計2団地	0	2(103)	東町ビル、江戸町ビル
⑩兵庫区/計1団地	1(72)	0	上湊川高層
⑪須磨区/計1団地	3(182)	0	白川台
⑫西 区/計3団地	4(170)	0	伊川谷(1)~(3)
⑬垂水区/計26団地	21(682)	76(2,357)	垂水第1、王居殿、明舞センタービル、東垂水(1)~(3)、東垂水南(1)~(4)、明舞北、神陵台特別住宅、舞子片山、明舞(1)~(2)~(8)~(16)、明舞北センタービル、矢元台
⑭明石市/計6団地	2(34)	13(480)	明舞松ヶ丘、明石麻匠、明舞(3)~(6)、朝霧、明舞第2センタービル
⑮播磨町/計3団地	6(190)	0	播磨本荘、城の宮(2)~(3)
⑯加古川市/計1団地	5(150)	0	城の宮(1)
⑰姫路市/計5団地	14(384)	0	姫路岡町、姫路青山(1)~(3)、姫路市川

●阪神地区 ●神戸地区 ●東西播磨地区

## 倒壊した公社住宅の概要



### 甲東園(長期分譲住宅+店舗)

所在地：西宮市甲東園1-1-1

事業年度：昭和34年度

構造等：RC造・ラーメン構造・5階建・42戸・  
1階店舗併存（甲東園マーケット）



1F店舗部分崩壊

### 本山田中(長期分譲住宅+店舗)

所在地：東灘区田中町1-7-26

事業年度：昭和39年度

構造等：RC造・ラーメン構造・4階建・12戸・  
1階店舗併存



1F店舗部分崩壊

### 日の出(1)～(3)(賃貸住宅+事務所等)

所在地：灘区岩屋町5-4-35

事業年度：昭和31、33、34年度

構造等：RC造・ラーメン構造・5階建・66戸・  
1、2階倉庫・事務所併存



1F店舗部分崩壊

### 東町ビル(長期分譲住宅+事務所等)

所在地：中央区東町112

事業年度：昭和33年度

構造等：SRC造・ラーメン構造・8階建・50戸・  
B1駐車場・1～3階事務所併存



1～3F事務所部分崩壊

### 江戸町ビル(長期分譲住宅+事務所等)

所在地：中央区江戸町98-1

事業年度：昭和37年度

構造等：SRC造・ラーメン構造・8階建・53戸・  
B1駐車場・1～3階事務所併存



●倒壊した7団地7棟は、昭和31年度から昭和39年度の間に建設し、下階に店舗、事務所、倉庫等を持つ複合用途の共同住宅である。所在地は西宮市、東灘区、灘区、中央区に分布し、震度階級7が記録された地域を含み、今回の被災地の中でも激震地域に当たる。

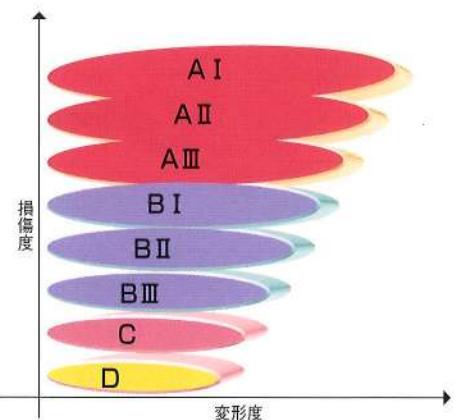
●共通した被災状況としては、柱等の圧壊が下階に集中して店舗等の使用目的から上部住宅に比べ剛性の偏りが推察される。事業年度が昭和46年以前に当たるため、建設当時の構造設計の想定をはるかに超えた揺れにさらされたことになる。建物としては倒壊に至ったが、住宅部分においては原形を残し、地震の発生時刻が早朝であったことも幸いして、死者が皆無であったことは、その後の復旧業務を円滑な方向へと導いた。

## ●被害ランクの独自設定

●公社住宅・施設等の被災概要では(財)日本建築防災協会が取りまとめた応急危険度判定及び被災度区分判定による被災区分としたが、被災度区分判定の「小破」・「中破」・「大破」等の判定結果だけでは復旧工事に結びつく具体的な被災程度が理解できにくい。

そこで公社は、応急危険度判定、被災度区分判定及び職員等の報告を総合的に判断し、直接、復旧手法に結びつく独自の「被害ランク」を設けた。

●震災後、3月末までの応急的な復旧工事及び4月以降の恒久的な復旧工事において、支出金額の予測及び復旧事業全体の方向性を討議する際も「被害ランク」は有効であった。



### ■住棟の「被害ランク」基準【兵庫県公社独自の設定】

A I：住棟が全壊しており、建物を除却する必要があるもの。  
A II：住棟が全体傾斜しており、建物を補強又は除却する必要があるもの。

A III：住棟が全体変形しており、建物を補強又は除却する必要があるもの。

B I：住・梁等の主要構造部材が破断又は大きく損傷しており、補強工事の必要があるもの。

B II：階段・壁等が破断又は大きく損傷しており、大規模な補修工事の必要があるもの。

B III：住棟が少し傾斜又は沈下しており、定期的に調査をする必要があるもの。

C：住棟の一部が損傷しており、補修工事の必要があるもの。

D：住棟の損傷が比較的少ないもの。



●被害ランクA.Bとなった主な団地の復旧工事費等

区分	地区	団地名	総戸数	被害ランク		復旧概算額／予定工期=1日目盛：単位1ヶ月				
				住棟	屋外等	5億	10億	30億	35億	
賃貸住宅	尼崎市	武庫之荘第1	56	B III	小	7/8～7/11				
	西宮市	田近野(3)	142	B II	中		7/5～8/2			
	芦屋市	芦屋浜高層高浜・若葉(住棟)	595	B I	一	7/9～8/1				
	芦屋市	芦屋浜高層高浜・若葉(四者共有施設)	—	—	大					7/5～8/12
	東灘区	住吉(1)	48	B III	中	7/6～7/11				
	東灘区	住吉(2)	48	A III・B II	中	7/6～7/11				
	東灘区	住吉台	60	B II	中	7/7～7/12				
	東灘区	御影(A)(B)	64	C・B III	中	7/6～7/9				
	灘区	日の出(1)～(3)	66	A I	一	★	7/3～7/8			
	兵庫区	上淡川(県営併存)	72	B II	小		7/3～8/1			
長分住宅	須磨区	白川台	182	B II	中		7/6～8/3			
	垂水区	明舞センタービル(店舗等含む)	80	B II	中		7/9～8/3			
	垂水区	明舞北	60	B III	中		7/5～7/10			
	明石市	明舞松ヶ丘(店舗等含む)	18	B II	中	7/5～7/8				
	西宮市	甲東園	42	A I	—	★	7/2～7/4			
	東灘区	本山田中	12	A I	—	★	7/4～7/5			
	中央区	東町ビル、江戸町ビル	103	A I	—	★		7/2～7/9		
施設等	垂水区	明舞(12)	380	B I・C	小	7/5～7/8				
	垂水区	明舞(13)、(15)	480	A II・A III・B I・B II・C	中		7/4～7/12			
	垂水区	明舞(14)	200	A III・C	中	7/5～7/7				
	明石市	明舞第2センタービル(店舗等含む)	64	B II	小		7/7～8/2			
阪神地区		神戸地区	東播磨地区	■	復旧概算額	■	予定期区分	★解体除却工事		



## 公社の緊急的な対応

(震災発生から平成7年3月末まで)

- 今回の震災は、地震よりも風水害への備えに重きが置かれていた神戸市を中心とする地域を襲った都市直下型大地震である。当公社でも、地震時の緊急体制作りに対する備えは無防備に近いものであった。
- 1月の正月気分からやっと抜け始めた17日の午前5時46分、過半の職員はまだ眠りの中にあったと思われる。交通機関を寸断された中、限られた職員を適所に配置し、二次災害の防止を念頭に置きながら、可能な限り早期の回復を目指す緊急的な対応が、継続的に発生する余震と先が見えない不安の中、3月末まで続くこととなる。

### ●1月の状況把握と緊急体制作り

震災直後に、かねてより想定の緊急体制へ移行することは極めて困難であろう。状況把握を行いながら想定した緊急体制とのすき間を埋めるべく、柔軟な組織運営が必要となる。震災発生から1月末までの期間について、時系列を追って主な災害対策体制作りと現地調査を並記する。

震災発生から1月末までの15日間のうち「公社災害対策会議」は10回開催された。以降、2、3月を含めた「公社災害対策会議」・「公社復旧技術検討会議」・「被災度区分判定」の開催回数及び調査物件数を表にまとめる。

	日数 (平日)	公社災害対策会議	公社復旧技術 検討会議	被災度区分判定 実施団地
1月	15日 (11日)	第1回～第10回 (計10回)	第1回～第4回 (計4回)	10団地
2月	28日 (20日)	第11回～第28回 (計18回)	第5回～第11回 (計7回)	61団地
3月	31日 (22日)	第29回～第41回 (計13回)	第12回～第16回 (計5回)	40団地
合計	74日 (53日)	41回	16回	111団地

### 1月の主な災害対策体制

- 「公社災害対策執行体制」設立準備
  - 職員家族の安否等把握
  - 緊急動員体制検討
- 本部として「第1回公社災害対策会議」設置
  - 公社所有・管理物件の被災状況等確認
  - 被災状況報告方法及び書式決定
  - 第2回公社災害対策会議」開催
  - 第3回公社災害対策会議」開催
  - 本会議の進め方
  - 当面の職員勤務体制決定

- 公社賃貸住宅の空室を被災者用住宅として提供準備
  - 第4回公社災害対策会議」開催
  - 公社住宅等の避難状況
  - オートバイ10台調達

- 被災調査・補修等発注は団地指定業者又は施工業者へ依頼
  - 他府県公社への応援は調整後、依頼
  - 第5回公社災害対策会議」開催
  - 災害執行体制の確認
  - 公社住宅等危険度状況

- 第1回公社復旧技術検討会議」開催
  - 灾害執行体制一部改正
  - 県営住宅の被災状況

- 第2回公社復旧技術検討会議」開催
  - 除却住宅入居者の移転先等確保
  - 県営・短分住宅居住者対応マニュアル作成
  - 携帯電話購入準備

- 第3回公社復旧技術検討会議」開催
  - 災害執行体制確定

- 公社住宅の団地別被災状況(ライフライン含)及び担当者報告
  - 公社崩壊建物居住者の同意書回収
  - 避難所緊急パトロール等へ職員派遣

- (社)全国住宅供給公社等連合会へ支援要望等を報告
  - 避難等を要請した団地一覧作成
  - 明舞(12)の31・32号棟、同(13)の57号棟、同(14)の60号棟、同(15)の57号棟

- 短分住宅団地別被災状況一覧作成
  - 第9回公社災害対策会議」開催

- 公社崩壊建物解体・除却の対応手順
- 公社保有地を仮設住宅用地へ提供

- 倒壊マンション等解体同意プロジェクトチーム発足
  - 第4回公社復旧技術検討会議」開催
  - 第10回公社災害対策会議」開催

- 公社崩壊建物の対応状況報告
- 公社技術検討会議より報告

1月

17日(火)

●職員家族の安否等把握

●緊急動員体制検討

●第1回公社災害対策会議」設置

●被災状況報告方法及び書式決定

●第2回公社災害対策会議」開催

●本会議の進め方

●当面の職員勤務体制決定

●第3回公社災害対策会議」開催

●本会議の進め方

●当面の職員勤務体制決定

●第4回公社災害対策会議」開催

●公社住宅等の避難状況

●オートバイ10台調達

●第5回公社災害対策会議」開催

●災害執行体制の確認

●公社住宅等危険度状況

●第1回公社復旧技術検討会議」開催

●灾害執行体制一部改正

●県営住宅の被災状況

●第2回公社復旧技術検討会議」開催

●除却住宅入居者の移転先等確保

●県営・短分住宅居住者対応マニュアル作成

●携帯電話購入準備

●第3回公社復旧技術検討会議」開催

●災害執行体制確定

●第4回公社災害対策会議」開催

●第10回公社災害対策会議」開催

●第11回～第16回(計5回)

●第17回～第28回(計18回)

●第29回～第41回(計13回)

●第1回～第4回(計4回)

●第5回～第11回(計7回)

●第12回～第16回(計5回)

●第17回～第28回(計18回)

●第29回～第41回(計13回)

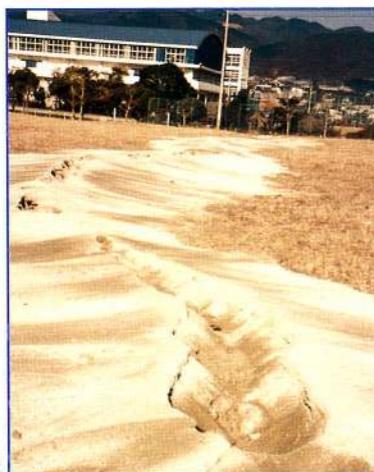
●第1回～第4回(計4回)

## 芦屋浜シーサイドタウンにみる公社の1、2月の対応

### 公社からの動き

震災当日よりの現地被災調査を始めとして、居住者等への情報提供、応急補修工事・復旧工事など同時に對処すべき諸問題の協議の場として、芦屋浜シーサイドタウンにおいては特に県・住都公団・公社・(株)アステムによる「四者協」がその役割を担う事となる。なお、公社災害対策会議・公社復旧技術検討会議において芦屋浜シーサイドタウンが議題にのぼった回数は次の通りである。

●公社災害対策会議  
第14、17、18、19、21、24、25、27、29、30、32、35、36回の計13回  
●公社復旧技術検討会議  
第6、7、9、10回の計4回



液状化による噴砂（新浜町）

### 護岸の損壊と地割れ



#### ●「第3回四者協」を開催→議題「応急補修工事の進捗状況、今後の見通し等」

- 公社高層賃貸住宅の居住者へ応急補修工事の予定等を通知
- 高層住棟へガス供給復旧工事開始(期間20日間)他

- 公社高層賃貸住宅の居住者へ「住戸内被災補修箇所調査書」を各戸配布

### 1月

17日(水)  
18日(木)  
20日(金)

23日(月)  
24日(火)

25日(水)  
26日(木)  
27日(金)

28日(土)  
31日(火)

### 2月

1日(水)

3日(金)  
5日(日)

6日(月)

7日(火)

8日(水)

9日(木)

10日(金)

12日(日)

13日(月)

14日(火)

16日(木)

#### ●芦屋浜シーサイドタウン高層住宅の特異性

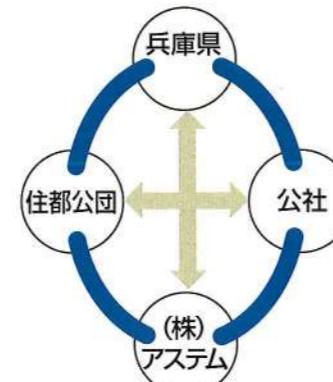
芦屋浜シーサイドタウンは、昭和47年当時「工業化高層住宅建設」という命題に答えるべく、官民一体となって展開された国家的プロジェクトである。所有形態、埋立地および建築物の特殊性等、さまざまな要素が交錯している。シーサイドタウンの被災状況が社会に与えた衝撃がいかに大きかったかを物語るべく、鉄骨主柱の脆性破断、液状化などについて各方面からの取材、要望、質問等が集中している。4月以降も四者協は月1回程度開催されているが、震災以前の状態に復元するためには未だ問題を残す。復旧・復興に向けて今後も根気強く地道な努力・協力を必要とする。

●マスコミ  
■住民  
▲行政

- 現地被災調査(設備)
- AM:合同会議を県・住都公団・公社・(株)アステム・(株)竹中工務店・(株)エネルギー・サービスなどで開催
- PM:合同会議を県・住都公団・公社・(株)アステム・分譲管理組合代表者・(株)竹中工務店などで開催
- 公社賃貸住宅の入居者へ「避難の必要なし」と住棟に掲示

- 「第1回芦屋浜高層住区緊急四者協議会」(四者協)を県・住都公団・公社・(株)アステムなどで開催

- 芦屋浜高層住棟の「震災復旧工事の安全性にかかる住民説明会」を県・住都公団・公社・(株)アステム・(株)竹中工務店などで合同実施



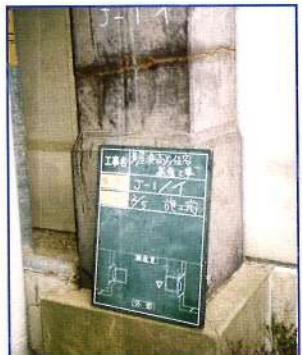
#### ●現地被災調査(土木)

- 公社高層住棟の鉄骨主柱破断箇所の緊急補修工事着手

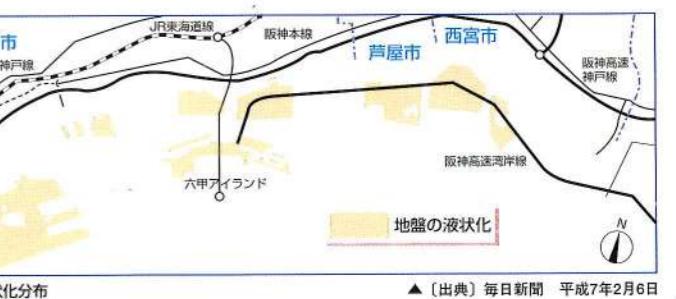
- 「第2回四者協」を開催→議題「鉄骨破断補修方法の安全性にかかる第3者(日本建築センター)への評定依頼」他



震災後の芦屋浜シーサイドタウンの全景



主柱鉄骨（柱脚部）の破断



▲〔出典〕毎日新聞 平成7年2月6日



## 芦屋浜シーサイドタウンによる公社の2、3月の対応

### 公社からの動き



歩道橋の傾斜



アスファルト舗装の損壊

曲げられたグレーチング



- 公社顧問弁護士と「芦屋浜の液状化等にかかる地元自治会からの要望書」について協議
- 芦屋浜シーサイドタウン浜風南自治会等へ要望の回答書を提出

- 自治会役員要望により現地管理事務所で芦屋浜高層住棟建設時点のビデオを上映

- 「第6回四者協」を開催

- 県副知事に芦屋浜液状化現象の現状を説明

- 県都市住宅部と「芦屋浜液状化現象にかかる調査等」を協議

- 芦屋浜復興協議会(地元住民)提出要望書に関する協議(復興会議関係者30名、県会議員2名、県都市住宅部、企業庁、公社)

- 「緊急四者協」を開催→議題「評価依頼範囲、分譲住宅棟への参加要請、費用負担にかかる按分方法」他

- 県都市住宅部、企業庁、公社で「芦屋浜シーサイドタウン関連問題」を協議

- 県都市住宅部、都市政策課、総務課、企業庁、開発課、公社で「芦屋浜シーサイドタウンの液状化問題」を協議

- 「第8回四者協」を開催

業務施設周辺の地盤沈下



### 2月

17日 (金)

- 公社高層住棟の居住者へ給水・給湯復旧工事を各戸に通知(連絡先確認済戸数は95%)

20日 (月)

21日 (火)

22日 (水)

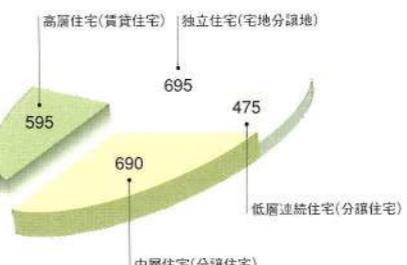
23日 (木)

24日 (金)

27日 (月)

28日 (火)

### ■芦屋浜シーサイドタウンの公社住宅戸数



- マスコミ
- 住民
- ▲行政

- 芦屋浜風(2)住宅管理組合が要望書を提出→「調査、沈下防止措置」他
- 芦屋浜風(3)～(5)住宅管理組合が要望書を提出→「調査及び復旧にかかる技術的、経済的支援」他
- 芦屋市が公社所有地の借用要請→「ボランティアの活動拠点」
- 日本経済新聞社が取材→「芦屋浜シーサイドタウンの概要、被害、公社の対応方針」
- 中日新聞社が現地管理事務所へ来所→「芦屋浜シーサイドタウンの被災」
- 芦屋浜南自治会が芦屋市へ要望書提出→「罹災証明書発行認定基準にかかる県、公社への要望」
- 芦屋浜シーサイドタウンの浜風南自治会が県、公社へ要望書提出→「調査、宅地販売主の公社の責任」
- 朝日新聞社が取材→「芦屋浜の被災状況等」

- 芦屋浜自治連合会が芦屋市へ要望書提出→「四者協からの報告内容公開、行政指導要望」



歩道橋のすれ

### 3月

2日 (木)

3日 (金)

- TV朝日が現地管理事務所で取材要請→「芦屋浜高層住宅の震災復旧状況」

- 芦屋浜自治連合会が芦屋市へ要望書提出→「県、公社の住民要望への支援、罹災証明発行にかかる家屋損壊程度の判定方法、護岸工事の完全復旧」

- 芦屋浜自治連合会が開催を再度要求→「高層住棟の補修工事の進捗状況及び今後の問題点と対策の説明会」

- A県会議員が説明要請→「芦屋浜シーサイドタウンの戸建住宅の被災対応策」

- B県会議員が県都市政策課に要請→「芦屋浜シーサイドタウンの地盤液状化問題」

- 芦屋浜高層住棟の給水復旧工事の処置方法に不服申出のあった居住者と芦屋警察の仲介により一時和解

- C県会議員が説明要請→「芦屋浜の液状化にかかる公社の対応策と方針」

- TV朝日放送→「芦屋浜高層住宅に水が戻った一主婦の喜びの声」

- 建設省住宅局から照会→「芦屋浜シーサイドタウンの液状化現象等にかかる関連事項」

- 芦屋浜復興会議(地元住民)から要望書提出→「芦屋浜シーサイドタウン全体の完全復旧、傾斜家屋の技術的、経済的支援」他

- D国会議員が参議院予算会議で質問→「芦屋浜シーサイドタウンの液状化現象等による高層住宅及び戸建住宅の問題」

- 朝日新聞社が取材→「芦屋浜シーサイドタウンの埋め立て地としての特殊杭打設状況及び総本数、杭の点検状況及び方法」

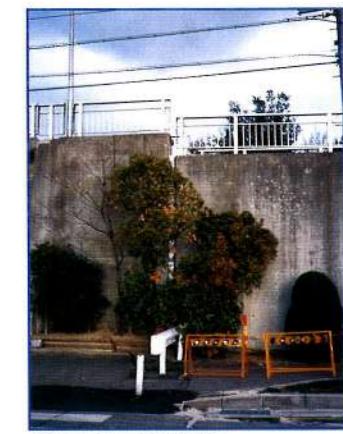
- 県災害対策本部情報センターから照会→「芦屋浜シーサイドタウンの液状化問題」



主柱鉄骨の破断部の補強プレート取付直後



緑道の陥没 (高層地区)



段差の出来た擁壁 (潮見町)

# 公社の本格的な対応

## 組織固め

阪神・淡路大震災直後から3月末までの74日間を公社の緊急的な対応とすれば、年度が改まった平成7年4月からの1年間は、本格的な対応の始まりといえる。

公社の組織図も、災害対策緊急執行体制から、復興・復旧を捉えた改正を行った。住宅復興対策部の県民住宅整備課、復興住宅整備課及び復興地域整備課を中心とした部署が、復興業務の柱として、災害復興準公営住宅(特定優良賃貸住宅)等の建設、災害復興(分譲)住宅建設及び被災地域の面的整備を受け持つ。また、公社住宅部で技術を受持つ復旧1、2課と事務を受持つ賃貸、分譲の両管理課が賃貸・長期分譲住宅等の復旧業務を行う。

住宅復興対策部へは県出向職員を、公社住宅部の技術部門へは県出向職員とともに他都道府県住宅供給公社派遣職員を充当することで、復興元年の人的強化を図った。



## 復旧

### 1. 2課の組織

(社)全国住宅供給公社等連合会の調整によって、北は北海道から南は福岡県までの9公社、延べ13名が1年間、復旧業務の最前線に参画することは、初めての試みであった。

倒壊した住宅の現場管理から被災箇所を持つ住宅の補修方法の検討、居住者対応、事務処理等、幅広く業務を展開する。調査役を筆頭として、建築を担当する復旧1課12名、設備を担当する復旧2課10名の混成部隊が体験した事柄への対応策は今後、全国規模の災害が発生した時点での住宅供給公社間協力のあり方の一つとして意義あるものと思われる。

平成7年3月

■兵庫県住宅供給公社から(社)全国住宅供給公社等連合会へ他公社技術職員の支援派遣を要請

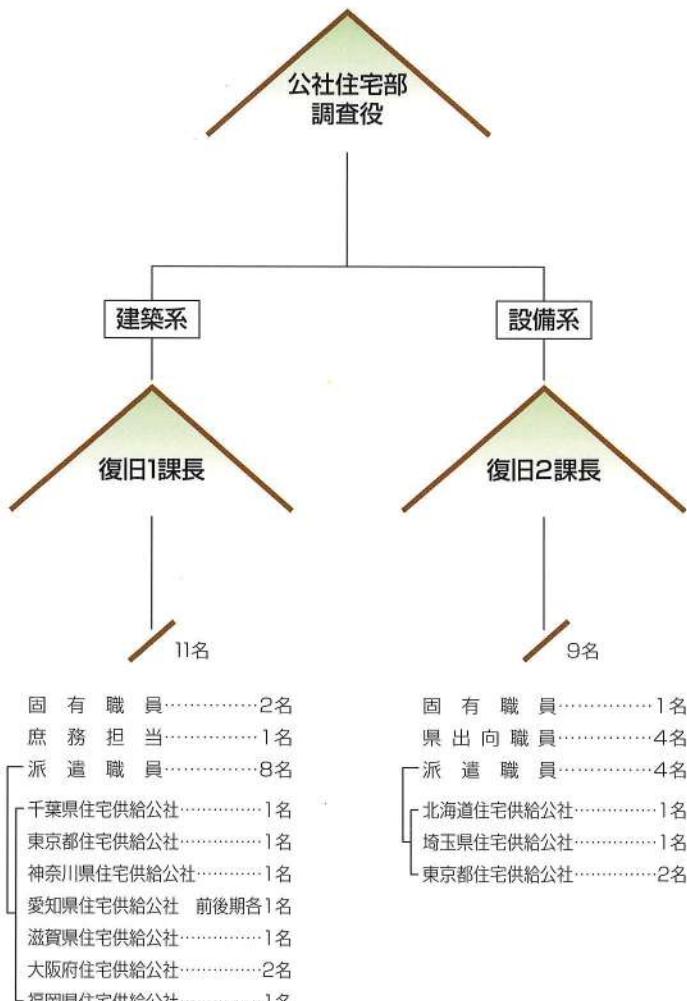
4月

■派遣職員へ復興技術専門員としての辞令を交付  
■「災害対策緊急執行体制」の担当者より事務引継、現場確認及び実施準備

5月以降

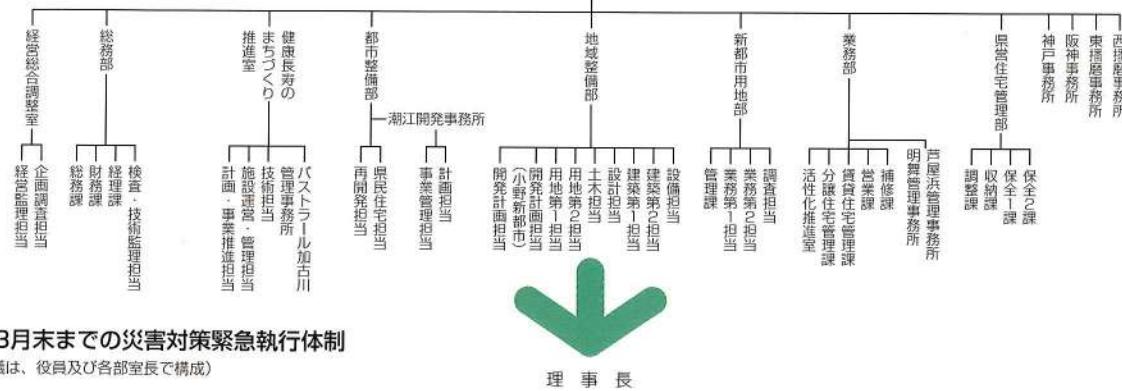
■本格的な復旧業務の開始

■復旧技術部門の組織図



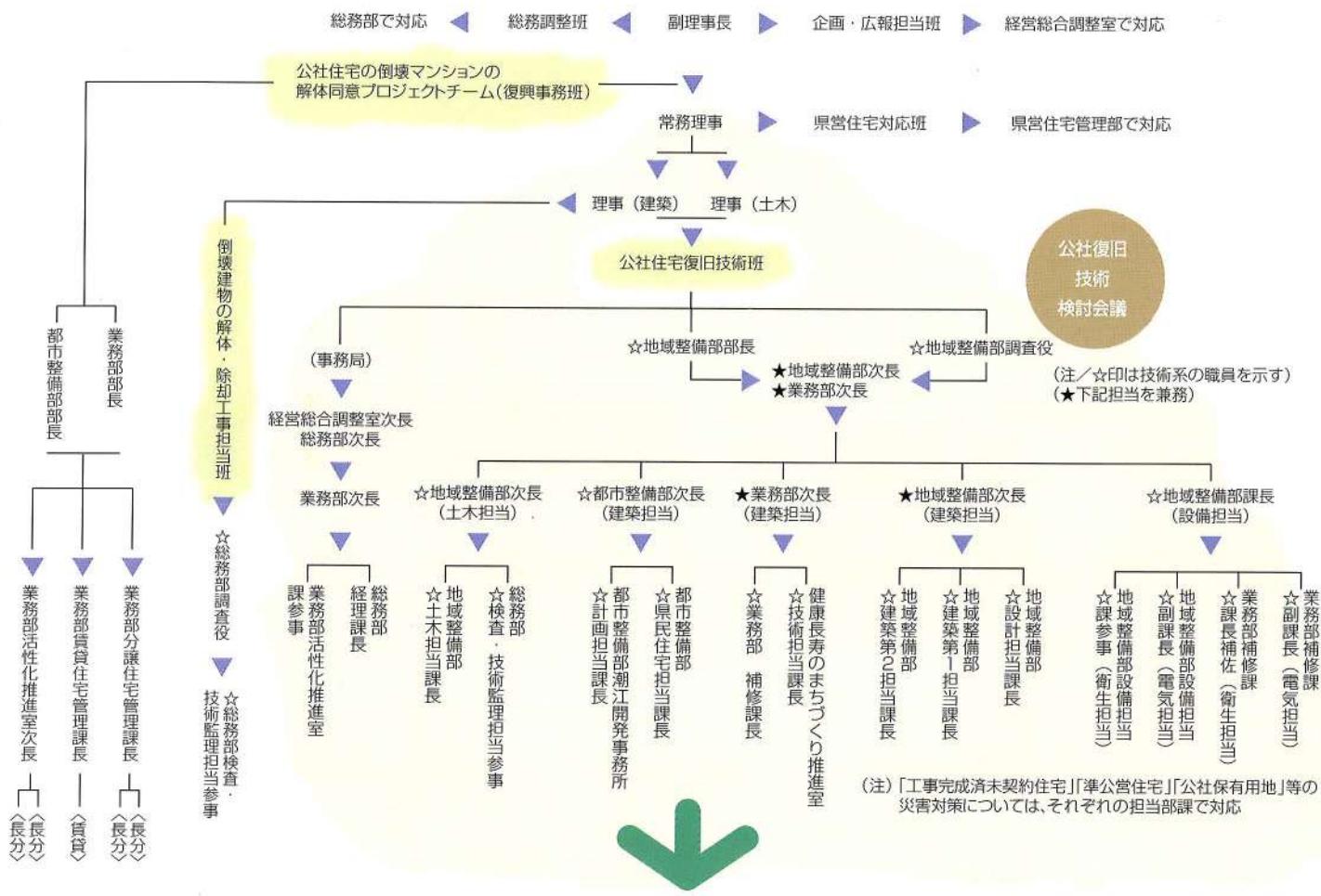
### ■平成6年度の公社の組織機構(震災前)

(6部2室／4事務所／1開発事務所／3管理事務所／12課1室32担当)



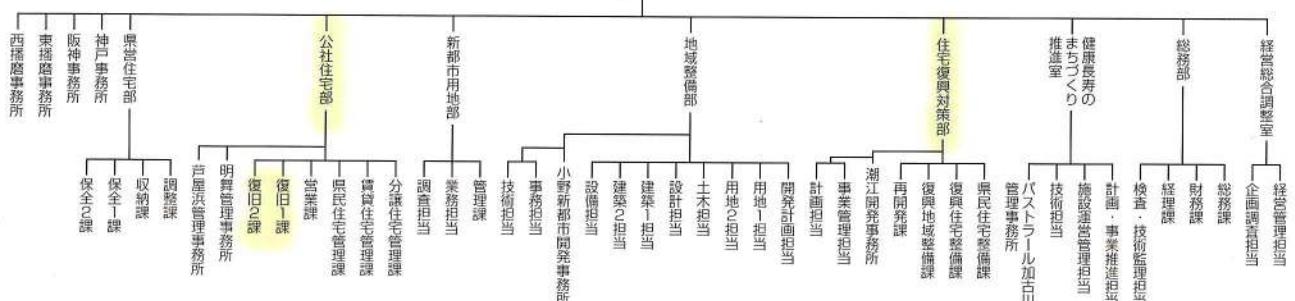
#### ■震災直後から3月末までの災害対策緊急執行体制

(※公社災害対策会議は、役員及び各部室長で構成)



(注)「工事完成済未契約住宅」「準公営住宅」「公社保有用地」等の災害対策については、それぞれの担当部課で対応

## ■平成7年度の公社の組織機構



## 混成部隊としての始まり

今回の他都道府県からの派遣職員は、建築・機械・電気の3職種に9公社から延べ13名が参加し、その構成年齢は20歳代、30歳代、40歳代及び50歳代と多層に渡る。地域特性等を反映し主要事業内容も異なる公社から集まった、さまざまな経歴を持つ延べ13名と、県からの出向及び公社固有職員で構成する混成部隊が復旧技術業務を担当することとなった。

### 混成部隊内の早期融和のために3つの方法



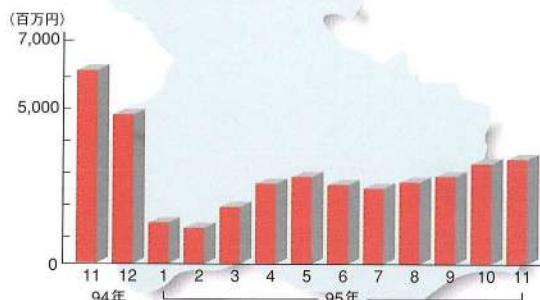
他都道府県の派遣職員を一同に配属したことは、単身赴任としての住環境の変化も加味すれば、早期に共同意識を芽生えさせた。

全員を「復興技術専門員」としたことは、適所適材を判断できない状況での策ともいえるが、形にとらわれず融和を生むこととなった。

年齢順の席次は、互いに初めての出会いの中、年齢に見合った接し方をせざるを得ない点で早期融和に有効であった。

### ●混成部隊の置かれた当初の状況

3月末までの緊急的な対応で二次的災害は防止できているものの、依然として、雑壁の破損、建具の開閉不良等、正常な居住空間とはいえない団地が賃貸、長期分譲住宅を問わず数多く残されており、一日も早い復旧工事の着手が急務であった。そのためには、3月までの経緯の把握は不可欠であるとともに、まず第1に、担当団地の現地調査が不可欠であった。さらに、兵庫県公社での組織図、事務処理等もある程度認識できなければ、実質的に工事の発注並びに現場指示等も行えない状況で4月当初は、気は焦りつつも事務引継と現地確認だけで時間が過ぎゆく時期であった。



▲【出典】毎日新聞 平成8年1月17日

## 復旧技術業務概要

復旧技術部門の業務内容は、賃貸及び長期分譲住宅等の対象により異なるが、一般的には次のようになる。

- 緊急修理工事に関する事務処理
- 復旧工事範囲及び費用負担区分の作成及び確認
- 復旧工事特記仕様書作成
- 復旧工事特殊単価作成
- 見積書等内容確認
- 起工伺作成（内訳明細書・各種設計図の作成）
- 行政等関係機関協議
- 居住者説明等（工法・工事期間・概算工事費等の説明）
- 現場管理（業者指示・書類審査）
- 中間及び竣工検査
- 工事進行管理（支払予定表作成）

## ■復旧工事の作業範囲

被災建築物への技術的な復旧方針は、（財）日本建築防災協会編の「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針（鉄筋コンクリート編）」にある「補修」・「補強」のうち原則として「補修」が復旧工事の主要業務となった。これは実際に被災度区分判定を行った結果、大多数が「補修」と判断されたことによる。

復旧範囲は次のとおりとした。

### 1) 賃貸住宅の復旧範囲

- 専用使用部分、共用部分（外構含む）の全ての範囲を復旧範囲とする。
- 住戸内等の専用使用部分は平成7年2月中旬、全ての賃貸住宅へ配布された被災箇所の「調査書」の記載内容に基づき復旧を行う。（震災直後の緊急時ではあったが、記載内容を自己申告としたため、破損等で震災との因果関係の判別が難しいものもあった。）

### 2) 長期分譲住宅の復旧範囲と費用負担

- 今回の復旧工事の対象とした分譲住宅は、公社が管理している長期分譲住宅に限定せざるを得なかった。費用負担については、区分所有建物の考えに基づき共用部分は按分、専用部分は所有者負担を原則とした。
- 共用部分（外構含む）の全ての被災箇所を復旧範囲とする。建物の一部に賃貸店舗等公社所有区分がある場合の費用負担割合は実状に応じた按分とした。
  - 住戸内等の専用部分の内外部に渡る貫通破壊等は、最小限の復旧範囲とした。

### 3) 賃貸店舗等の復旧範囲

- 共用部分（外構含む）の全ての被災箇所を復旧範囲とした。
- 店舗等の専用使用部分は、内外部に渡る貫通破壊等について最小限を復旧範囲とし、費用負担はそれぞれの所有者負担とした。



被害ランクA



被害ランクC



被害ランクB

## ■復旧工事の契約方法

### 1) 平成7年3月末まで（緊急的な対応時）

- 伝票発注にて行い、原則、見積金額を契約金額とした。
- 二次的災害防止として行う危険個所の撤去等の工事は、団地ごとの小口修繕指定業者を原則とした。
- 応急危険度判定及び被災度区分判定の実施は、原則として、建設時の請負業者の構造技術者または、設計事務所に依頼した。

### 2) 平成7年4月以降（本格的な対応時）

- 起工伺を起案し、随意契約を原則とした。
- 復旧工事施工業者は、被災が大きいA、Bランク等の建物の場合、建設時の請負業者を原則とした。また、被災度の比較的小ないC、Dランク等の建物は、小口修繕指定業者への工事発注を原則とした。

# 主な団地の復旧業務

復旧業務の中から… 課員アンケートより



1

## ■西宮田近野(3)団地〔賃貸住宅〕

昭和51年度事業：SRC造13階建(1階日ビロティー駐車場)：2棟142戸：被害ランクBⅡ  
所在地：西宮市田近野町7-4



**背景** ■隣接する事業年度及び規模等が酷似する西宮市営住宅と、復旧工事着手時期並びに異なった罹災証明の内容等により、居住者から家賃不払いの申し入れ及び内容証明による要望書の提出があった。

■敷地東側の武庫川の護岸が一部崩壊し、側方流動が原因と思われる約20cmの地盤沈下があった。

■震災復旧工事に加え、屋上防水・外壁塗装工事等を同時に施工した。

**対処** ●当初、工事説明会を公社単独で行うことは難しく、震災発生直後から積み残された問題を説明しながら居住者の同意を得る必要があった。

●隣接する市営住宅の半壊と本住棟の一部損壊との罹災証明の判定結果の相違により、公社が行った被災度区分判定の詳細な資料提出を再三、要望された。

●建物が二次災害につながる危険性は極めて低いものと判断したが、慎重を期して、建物の沈下継続調査を1年間行うこととした。

●主要構造部の健全性をねばり強く説明することが、居住者の信頼回復への道であった。

●家賃の減額免除期間を、公社はライフラインの復旧時期から、当団地に対して2月28日までとしたが、居住者からはさらなる期間の延長を要望された。家賃の減額免除は、被災状況全般を勘案し取り決めており、当団地のみ別枠での取り扱いは現実的には行えない。

●着工後の変更要素が通常の工事に比べて比較的多い震災復旧工事ではあるが、工事説明に際し、周到な準備を行い、説明する必要があった。

●平成7年4月20日から11月10日までに行った団地説明会等は9回に及ぶ。



2

3

## ■伊丹鴻池(6)団地 [賃貸住宅]

昭和48年度事業：PC造5階建：3棟80戸：被害ランクC、高置水槽倒壊  
所在地：伊丹市鴻ノ池字下車場1-5他



**背景** ■前・後期で担当職員が変わった。

**対処** ●現場の状況把握を優先したため、起工伺等の事務処理に遅れが生じた。

●住戸内補修範囲について、後追いで居住者への説明が必要となつた。

**喜び** ●時間の経過とともに、居住者との信頼が生まれ、工事の工程等で自治会の協力が得られた。

**悩み** ●住戸内復旧工事の範囲を居住者の自己申請としたため、明らかに震災以外の原因と思われる項目があり、説明に苦慮した。

## ■芦屋浜高層(若葉・高浜) [賃貸住宅]

昭和50年度事業：S+PC造14・19階建：10棟595戸：被害ランクB I  
所在地：芦屋市若葉町4、高浜町5



**背景** ■建設時点から多くの点で特異な要素を持つ。

■設計そのものが日本建築センター認定扱いとなっており、鉄骨主柱の脆性破断は極めて衝撃的であるが、被災後の健全性の判断も、当時認定を提出したASTM企業体（構造等設計は（株）竹中工務店及び（株）新日本製鐵）が中心となった。

■住宅のほかにも、橋・道路等外部構造物、施設建築物及び外構等の所有者が、兵庫県・住都公団・公社・（株）アステムの四者であることから、費用、時期並びに仕様等の調整は難しい。

■TV電波障害対策施設は神戸市、芦屋市及び西宮市を対象としており、早期の復旧は急務であるが、上述のとおり四者の足並みを揃えることは難しい。

**対処** ●衝撃的な報道をされた時期を経過し、居住者のランダムな要望に答えつつ復旧工事を進められた要素としては、四者協議会の協力が挙げられる。

●四者協議会〔兵庫県・住都公団・公社・（株）アステム〕は、平成7年12月までに15回開催されている。また、住棟所有者（結果として、六者）の共同で、補修後の耐震性能の技術検討を（財）日本建築センターに依頼した結果、平成8年3月下旬に答申をいただく予定となっている。

4

## ■上湊川高層団地〔賃貸住宅〕

昭和45年度事業:SRC造14階建(10階まで県営住宅):1棟72戸:被害ランクBII  
所在地:兵庫区荒田町2-20



**背景** ■1棟で1階から10階までを県営住宅、11階から14階までを公社住宅に水平区分された団地であり、長期修繕等は、県と公社の間で費用按分により行われてきた。震災復旧工事では、当初、共用部分の費用按分比のみが決まっており、細部の取り決めは漠然としていた。

**対処** ●事前確定項目の不足から、かなり遅れて、施工の後追いでの起工令を作成することとなった。

5

## ■明舞センタービル〔賃貸住宅〕

昭和41年度事業:SRC造12階建:1棟80戸(1,2階賃貸店舗):被害ランクBII  
所在地:垂水区狩口台1-16-2

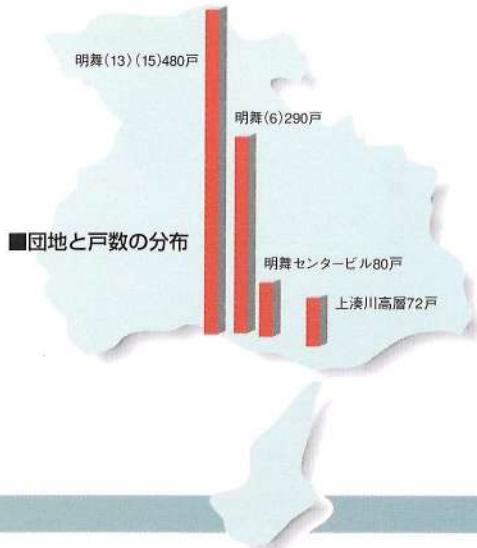


**背景** ■当該棟及び幹線道路を挟んだ明舞第2センタービルを含む区画が「明舞センター地区活性化計画」に位置づけられており、長期修繕は同活性化計画を踏まえ予定されていなかった。

■設計図書等が倒壊した公社の建物に保管されていたため、全て使用不可能となり、新たに設計図等を作成する必要があった。

**悩み** ●応急的対応のままの生活を強いられる居住者からの早期着工の声と、他の現場を抱え対応が遅れがちの施工業者の狭間で、苛立つだけの日々が過ぎた。

●復旧方針の決定及び居住者等説明が後手後手となり、最終的に本格的な復旧工事の着手は平成7年9月上旬となった。



6

7

## ■明舞(6)団地 [長期分譲住宅]

昭和41年度事業：RC造5階建：8棟290戸：被害ランクAⅢ・BⅡ・C  
所在地：明石市松が丘1



**背景** ■建設後、約30年を経た建物で被害ランクがAⅢ・BⅡ・Cと分散しており、長期分譲住宅という要素も考え合わせれば、復旧の方針は一つの方向性に収斂しづらい。

■応急復旧工事の方針はほぼ決定されており、その事務処理を行うとともに、本格的な復旧、若しくは建替（被災程度の大きい棟）へのシナリオ作りも同時進行となった。

**対処** ●建替までを見据えれば、応急復旧は過剰投資となる部分も考えられるが、日常生活に影響を与える復旧は早急に手当しなければならない。相反する命題の中、単年度での対応は限界を迎える。

●幅広い要望に対し、平成7年4月より11月までの間、事前を含め8回の説明会を行った。

**反省** ●当該団地の復旧工事範囲として、長期的視野に立った助言を団地自治会に行ったが、「背景」にある要素から助言どおりの合意形成には至らなかった。

## ■明舞(13)(15)団地 [長期分譲住宅]

昭和44年度事業：RC・PC造5階建：14棟480戸被害ランクAⅡ・AⅢ・BⅠ・BⅡ・C  
明舞(13)団地棟番号 44・45・46・47・48・49・50・51・53・54・55・56  
明舞(15)団地棟番号 52・57 所在地：垂水区神陵台4-1



**背景** ■建設後、約25年を経た建物で、被害ランクがAⅡ・AⅢ・BⅠ・BⅡ・Cと分散しており、うち、住棟の1棟と給水塔1基は解体・除却となった。復旧の方法は当初より、住棟間で大きな幅があった。

■53号棟は当該住棟居住者の建替同意が形成されたため、解体・除却を行うことになった。

■57号棟は1階にピロティーを持つ住棟で、柱等に損傷があり、耐震補強を含む復旧工事を行った。

■RC造の給水塔が被災し、仮設給水ユニットで応急的に上水を供給し、その後、給水塔の解体・除却を行った。

**対処** ●当団地は区分所有法を前提とした長期分譲住宅であり、通常の長期修繕等は全体で時期及び費用等を決定していた。今回、棟による被害ランクが異なることから、53号棟の解体・除却及び57号棟の耐震補強の工事費負担は棟別で行うこととなった。また、公庫償還は平成18年となっており、繰り上げ償還と未償還の住戸が混在する。解体・除却工事等で未償還住戸の議決権の取り扱いは、公社が当該住戸の意見を集約のうえ、譲渡予定者の意向を反映した議決権行使した。なお、53号棟の解体公費助成については、神戸市の廃棄物等助成の窓口であった「神戸市災害対策本部」に対し、長期分譲住宅の実質的な権利関係を説明することにより公費助成が可能となった。

●住民の幅広い要望に対し、平成7年4月より9月までの間53・57号棟を中心に7回の説明会を行った。

●不同沈下が見られた50号棟は、仮掘による杭調査を行い破断箇所を確認した。対応方法は、今後の調整となる。

**不安** ●居住者の高齢化を考慮すれば、復旧工事にかける高額な費用の捻出が困難なため、特定の棟以外は、雨漏り補修等の長期修繕を中心とした方向性を持っている。一部の棟に不同沈下が発生している状況を踏まえ公社は、復旧対策案を作成し説明を行ったが、合意形成には至らなかった。



9

8

## ■明舞北センタービル〔長期分譲住宅〕

昭和46年度事業：HPC造10階建：4棟351戸：被害ランクBⅡⅢ  
所在地：垂水区神陵台3-2



**背景**■4棟のうち1棟の1階に賃貸店舗を持つ長期分譲住宅である。  
**対処**

- 復旧工事の内容、費用面での住宅居住者間の意見調整、住宅居住者と店舗使用者との工程調整等、さまざまな事前説明が必要となった。
- 長期分譲住宅と賃貸店舗（公社所有）との複雑な工事費分割を行った。
- 平成7年6月より12月までの間、7回の事前説明を含めた説明を行った。

**悩み**●居住者等説明の際、3月までの説明内容について確認を求められたが、資料不足及び未整理の案件があり適切な対応は困難であった。

## ■明舞第二センタービル〔長期分譲住宅〕

昭和44年度事業：SRC造10階建：1棟64戸(1,2階賃貸店舗等)：被害ランクBⅡ  
所在地：明石市松が丘2-2



**背景**■1階が賃貸店舗、2階が区画貸室、3～10階が長期分譲住宅の複合用途建物である。

自治会に結束があり、赴任直後に早期の補修工事を開始すべく自治会から要望があった。また、明舞団地の中でも被災程度は比較的大きく、主要構造部に損傷は少ないものの廊下側及びバルコニー側離壁の多くが破壊され、雨風の進入も一部あった。近年中に長期修繕が複数予定されており、復旧工事と同時に4工種程度の修繕も行った。

**対処**●所有が2者に渡ることから、按分比率の確定に必要な仕様決めと積算等を赴任直後の1ヶ月半で処理し、5月中の復旧工事計画説明会を実施した。

- 平成7年5月より12月までの間、事前を含め8回の説明会を行った。

**喜び**●平成7年4月末に行った住戸内被災状況調査では、3日間で64戸に対し行ったが1日20戸程度と強行軍であり、最終日の残り3戸となったお宅でコーヒーをよばれ、気力を回復し予定通り調査を完了した。

**反省**●平成7年3月末までに公社が行った説明内容と工事金額において増額の方向でのひらきがあり、自治会の方々には、いらだち、不安等を与えてしまった。

# 復旧についての総括

## ■本格的な復旧で求められる要素

復旧工事を行う団地の特性及び担当者が抱える要因によって復旧の実務はさまざまである。また、日本の国土を考えれば、あらゆる地域で地震を含めた天災に遭遇する可能性は高い。今回、公社は職員の支援派遣を含め、いくつかの試みを行い早期の復旧を目指した。本格的な復旧に携わった復旧1、2課からの体験を通して災害発生時に求められるいくつかの要素を提案する。

### ●心がまえ

発生直後には職員の安否すら確認できない状況の中、困難なことではあるが、少しでも行動可能な職員は、自己の位置する役割を認識のうえ、指揮 命令系統の遵守はもとより、各個人が最大限の能力を冷静沈着に發揮し、行動しなければならない。

### ●住宅供給公社に求められる社会的な側面

公社管理建築物等の被災状況を確認し、その復旧に努めるのももちろんのこと、被災地域全体における住宅等の復旧・復興の先導者の一人として、大局的な判断と幅広い対応が求められる。

### ●復旧工事の基本的な方針

今回の震災直後、食料等確保の後は、30万人を超える避難者を受け入れるべく、仮設住宅の建設が急がれた。このことからも明らかのように、復旧の工事期間中も居住可能な工法等を採用することにより、仮移転等のさらなる受け皿を発生させないことは言うまでもない。

### ●日頃の業務における心がけ

- 譲渡契約書はもとより設計図書及び団地概要図書等を整理保存すること、特に構造計算書等は被災度調査をより有効なものとするため重要である。
- 分譲住宅の非常時の場合を想定した議決権に対する取り扱い方針を事前に検討すること。
- 所有者が複数となる場合、明確な区画に基づく復旧工事費用の按分方針を事前に検討すること。
- 一時期に集中する被災度調査、復旧工事等を効率的に処理するため、施工業者等の緊急体制を事前に検討すること。
- 緊急時の単価、経費率等の設定方針を事前に検討すること。
- 居住者等からの要望に対し複数の工法等を提案できるよう事前に検討すること。

## ■新生児出生届出数

神戸市	12,863	※	津名町	159
尼崎市	5,115	※	淡路町	52
西宮市	3,308	※	北淡町	27
芦屋市	583	※	一宮町	78
伊丹市	2,100	※	東浦町	59
宝塚市	2,060	※	五色町	97
川西市	1,079	※	西淡町	117
明石市	3,253	※	三原町	177
三木市	593	※	縁町	72
洲本市	404	※	南淡町	177

※は平成7年1月1日～12月31日

その他は平成7年1月17日～平成8年1月17日

# 兵庫県の住宅復興概要



兵庫県が「復興計画基本構想」の柱として、取りまとめた「ひょうご住宅復興3カ年計画」の中に住宅供給公社の基本的な位置づけを見ることができる。ひょうご住宅復興3カ年計画では、「震災により失われた大量の住宅ストックを早期に回復し、将来に向け災害に強く、次世代につながる計画的で美しい住宅市街地を復興し、高齢者等にやさしい安全・快適で恒久的な住宅の供給を図る。」の理念に基づき、平成7年度から平成9年度までの3カ年を計画期間とし、その間に合わせ12.5万戸を建設するものとしている。

## 12.5万戸の内訳

平成6年度以前着工分等戸数	15,000戸
平成7年度～平成9年度に新たに建設する戸数	110,000戸

建設する住宅については、良質な社会資産としての長期的価値（耐震性、基本性能、高齢化、環境）の確保と、地域特性を活かした良好な住宅市街地及びコミュニティの形成を図るとともに、迅速な建設と工事費の削減を図るために、以下の方策を講じる。

### ① 設計方針

- 被災者のニーズに合わせた型別供給
- 耐震、防火への対応及び遮音性の向上等住宅の基本性能の向上
- 高齢者、障害者への対応
- 環境問題への配慮
- ニーズの変化及びライフサイクルコストへの配慮
- 街並みの形成等景観への配慮

### ② 設計の標準化

### ③ 発注方法の効率化等建設システムの合理化

### ④ 建設用地取得の推進

## 新たに建設される11万戸の内訳

災害復興公営住宅等	24,000戸 (22%)
(内訳：災害復興公営住宅18,000戸及び再開発系住宅6,000戸)	
災害復興準公営住宅	18,000戸 (16%)
公団・公社住宅	22,000戸 (20%)
民間住宅	46,000戸 (42%)
(内訳：街づくり系住宅13,000戸)	

また、11万戸のうち公的供給住宅は、災害復興公営住宅、再開発系住宅、災害復興準公営住宅、公団・公社住宅及び街づくり系住宅の合わせて7.7万戸となり、7割を占める。

### ●用語説明●

#### 災害復興公営住宅

県及び市町村による建設または、特定借上・買取賃貸住宅制度の活用等によって供給する住宅。

#### 再開発系住宅

住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業等により、供給する従前居住者用賃貸住宅。

#### 災害復興準公営住宅

特定優良賃貸住宅制度を活用して住宅供給公社が自ら建設または、借上若しくは管理受託をして供給する住宅。

#### 街づくり系住宅

建設助成を行う再開発事業等により供給する住宅。



## 公社の復興事業への取組み

### ■公社の住宅復興3ヵ年計画

種 別	平成7年度	平成8年度	平成9年度	合 計
被災マンションの再建支援	●被災マンション建替支援 ●定期借地権による被災マンション建替支援	2,000戸 2,000戸	—	4,000戸
災害復興（賃貸）住宅の供給（災害復興準公営住宅）	●公社直接供給型 ●民間提携型	1,250戸 2,050戸	1,700戸	5,000戸
被災者向け分譲住宅の供給（災害復興（分譲）住宅）	●新市街地等供給型 ●面的整備事業等関連建設型 ●公社分譲住宅	490戸 1,290戸	1,220戸	3,000戸
被災者向け宅地分譲	—	50区画 (他50区画)	120区画 (他120区画)	170区画 (他170区画)
合 計	3,740戸	5,340戸 (他50区画)	2,920戸 (他120区画)	12,000戸 (他170区画)

となる。3ヶ年の年平均供給戸数4,000戸は平成6年度の供給戸数537戸のおおよそ7.5倍に当たり、復興で求められる公社の責任の重さが認識される。

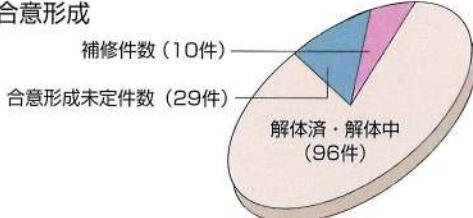
### ■被災マンション再建支援について

被災区分所有建物の再建等に関する特別処置法により再建への方針決定は全員の合意から4/5の合意へと改正はされたが、年齢層、所得額等多岐に渡る所有者をとりまとめ一つの方向へ収斂させるには専門家の助言指導が不可欠である。公社も公的側面を持つ事業者として、復興への最大の難関と思われる「被災マンション再建支援」の受皿となることで、復興の先導者として大きな役割を期待されている。

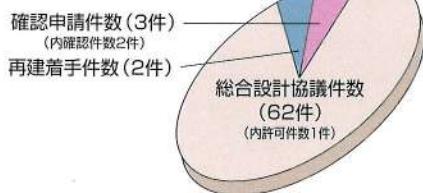
### ■被災マンション再建状況

神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市の状況  
(平成8年1月17日現在、県都市住宅部建築指導課資料)

#### ●合意形成



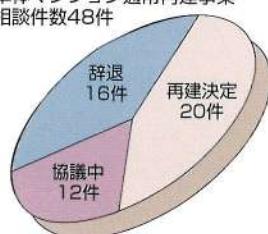
#### ●建築基準法（確認申請等）



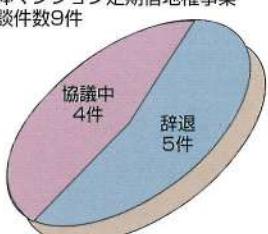
### ■公社が行う6市での再建支援状況

(平成8年2月19日現在)

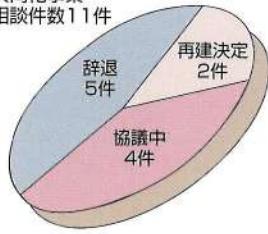
#### ●単体マンション通常再建事業 相談件数48件



#### ●単体マンション定期借地権事業 相談件数9件



#### ●共同化事業 相談件数11件



#### ●合計相談件数 68件



# この1年を振り返って (公社職員として)



## 日本の都市と震災

●関東大震災以降、マグニチュード7クラスの大規模地震は阪神・淡路大震災を含め18回を数える。この間、元号は大正から昭和、平成へと移り、社会は大きく変化を続け、21世紀までは5年を残すのみとなった。特に、戦後の疲弊した経済からの立ち直りを最優先とした50年間において、社会基盤の脆弱化等マイナス面は指摘されるものの東京に代表される一極集中は、経済成長重視の立場から大きく改められることなく今日に至った。

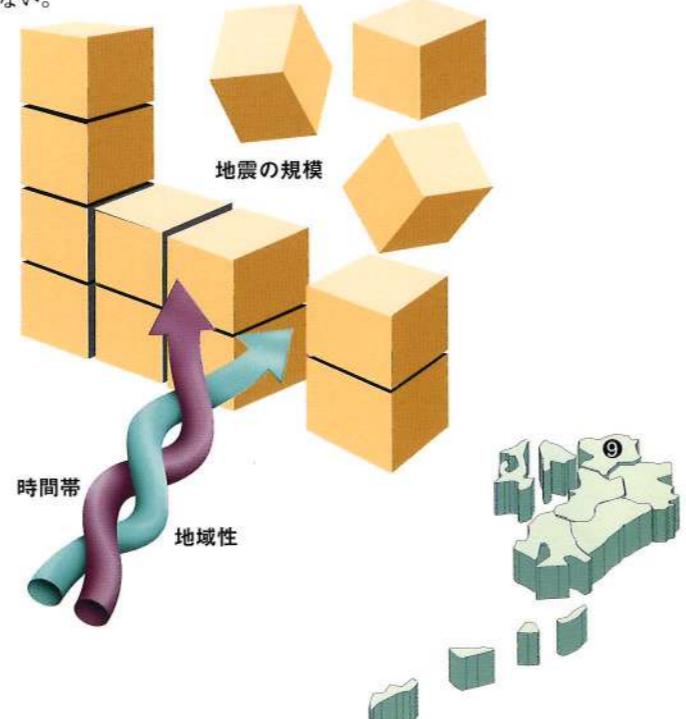
●平成6年の10月に発生した「北海道東方沖地震」はマグニチュード8.1が記録されている。地震のエネルギーとしては、おおよそ、今回の地震の32倍に当たるが、死傷者数並びに倒壊、焼失家屋数等、被災の全てにおいて、大きな隔たりがある。また、阪神・淡路大震災の午前5時46分という発生時間は、街が本格的に活動を始める寸前に当たることから、出退社の時間帯、あるいは、昼食時の時間帯であれば、さらなる、被害の増大を指摘する声が大きい。地震の発生は地域と時間を選ぶことなく、突然、自然の激しさを露にする。被災の規模は、エネルギーの大小もさることながら、地震発生の地域性と時間帯に大きく左右されることが、改めて認識される。

●建築基準法は大規模な震災を契機に、過去、昭和46年と56年の2度に渡り、構造基準等の見直しを行ったが、今回の震災に関しては、大きく改正される予定はない。代わりに、ボランティアをはじめとする地域、立場を超えた人と人との結びつきが、地震を含めての天災に対する重要な対処法として、鮮明に姿を現した。 性急な都市化を求める社会の方向性は、今後も、地球が繰り返し行ってきた自然な営みと対峙し続けることとなる。大地との関わりを技術的側面に偏重するのではなく、共に歩む、共生の意識が、重要な視点と思われる。

●地方住宅供給公社法が制定されて、30年を迎える今日まで、民間デベロッパー等は着実に経験を蓄積し、販売戸数を伸ばしてきた。公社の住宅事業に対して求められる公的側面も時代の変化とともに、住宅の量的な供給から、社会的に良質な住宅ストックを形成する立場へと変遷を遂げた。

●今回の復旧業務を通じて、深く意識されたことは、緊急時における住宅の「住まい手」と「作り手」の底辺に流れる信頼関係であろう。「公社の本格的な復旧」で触れたように、一時期に多くの団地が復旧の対象となつたため、施工業者の対処能力も含めて、4月以降も本格的な復旧に取りかかれない団地があり、不安と疲労を重ねる居住者にとって、公社という名の信頼感がなければ、混乱はさらに拡大したものと思われる。

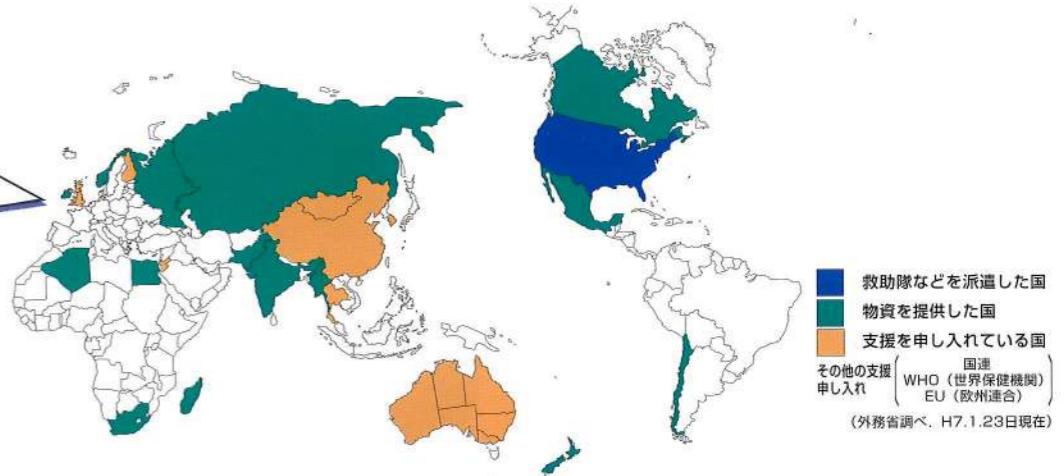
●公社の位置づけは、社会の変化とともに今後も柔軟な方向性を模索することとなるが、それぞれの地方において、培った「住まい手」との信頼は今後も、変わることなく引き継がれなければならない。



## 震災にみる 公社の役割

●いくつかの大陸プレート境に位置する国土と多くの活断層の上に住む日本では、全国のいたるところが被災地となる可能性を持っている。また、風水害を含めた天災全般として捉えれば、緊急時と出会う可能性は、さらに高いものとなる。

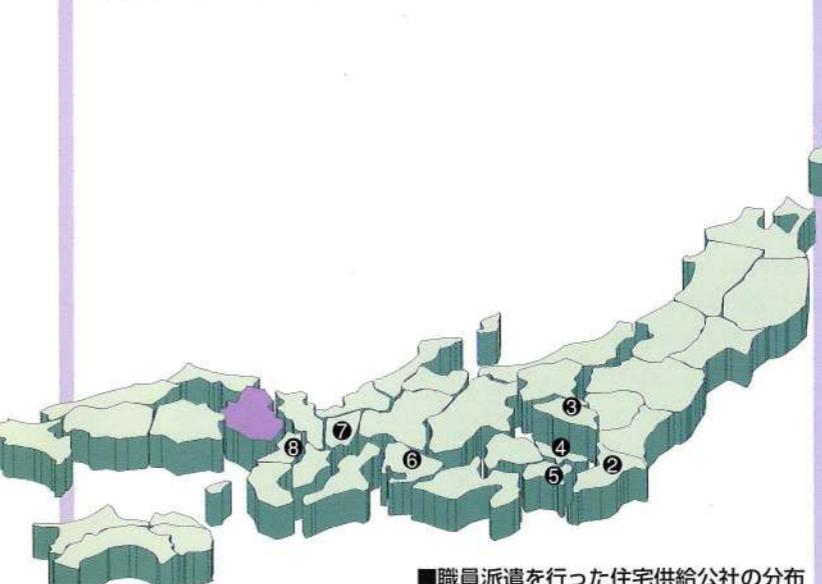
■世界各国からの支援



## 震災を はじめとする 緊急時の中で

●社会基盤に痛手を受け、経済活動を遮断された被災地の復興・復旧は、短期的及び長期的に国全体としての視野に立たなければならぬが、求めようとする方向性も答えるべき対処方法も、被災地の人々を中心として進められることは紛れもない事実である。

●「公社の緊急的な対応」でも触れたように、震災直後の組織作りは、役職員とその家族の安否確認から始まる。また、緊急的な復旧工事を行う施工業者も同じ地域で被災した人々であり、復旧を先導する人の多くが被災者という側面を併せ持つこととなる。震災をはじめとする緊急時は、要望も対応も被災した人々によって進められることを念頭に置きながら行う、情報収集・広報と組織作りが着実な復興・復旧への第1歩となる。

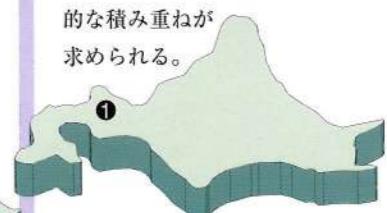


## 震災を通して の公社間協力

●地域ごとの文化と風土に溶け込んだ社風を持つことは、公社の設立意義にも合致する姿ではあるが、今日の都市への人的集中及び震災をはじめとする天災の偶発性を重ね合わせれば、地域を超えて結びつく、今後の公社間協力のあり方がかいま見える。

●「混成部隊としての始まり」にもあるとおり、他都道府県からの派遣職員と県からの出向職員並びに固有職員は、復旧業務開始直後の相互間理解が最初の障壁であった。時間の経過とともに形成された共通の価値観は、復旧業務だけに留まらず、各公社の実態をも知ることとなる。兵庫県はもとより、北は北海道から南は福岡県までの全国10公社のそれぞれの地域において、抱える問題を日常の会話の中で認識することとなる。

●緊急時における被災地の公社は、自らが被災を受けながら復旧業務に忙殺される。支援する側からの現地確認に基づく、適切な時期と人的配慮は公社間協力をより意義あるものとする。今後の公社間協力は、人的交流を含めて、お互いの公社を理解する日常的な積み重ねが求められる。



- ① 北海道住宅供給公社 札幌市中央区3条西7-1
- ② 千葉県住宅供給公社 千葉市中央区千葉町13-1
- ③ 埼玉県住宅供給公社 浦和市仲町3-21-10
- ④ 東京都住宅供給公社 東京都渋谷区神宮前5-53-67
- ⑤ 神奈川県住宅供給公社 横浜市中区日本大通33
- ⑥ 愛知県住宅供給公社 名古屋市中区丸の内3-19-30
- ⑦ 滋賀県住宅供給公社 大津市松本1-2-1
- ⑧ 大阪府住宅供給公社 大阪市中央区今橋2-3-21
- ⑨ 福岡県住宅供給公社 福岡市中央区天神5-3-1

## 資料編

### 震度

「震度」とは、ある位置での地震の揺れの「強さ」を表す。地震後に気象庁が発表する各地の震度は、気象庁の係官が体で感じた地震の強さを、廻りの物の揺れ具合や地震計の記録などを参考にして表し、「震度階」としてランクづけされる、0(無感)を除き1(微震)から7(激震)までの7段階に分けられる「体感指標」である。また、定義上「震度」とは、ある位置に作用している加速度値を重力加速度に対する割合で表すことであり、地震力のその階の重量に対する割合と考えても良い。なお、日本の気象庁震度階に対して、海外では、ランクが1~12の改正メリカル(M, M)震度階やM.S.K震度階が使われている。

階級	説明	加速度の目安(Gal)
0	無感。人体を感じないで地震計に記録される程度。	0.8未満
1	微震。静止している人や、とくに地震に注意深い人だけに感じる程度の地震。	0.8~2.5
2	軽震。大勢の人を感じる程度のもので戸障子がわずかに動くのがわかる程度の地震。	2.5~8
3	弱震。家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震。	8~25
4	中震。家の動搖が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人々にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震。	25~80
5	強震。壁に割れ目が入り、墓石、石灯ろうが倒れたり、煙突、石垣などが破損する程度の地震	80~250
6	烈震。家屋の倒壊は30%以下で山崩れが起き、地割れを生じ、多くの人々が立っていることができない程度の地震	250~400
7	激震。家屋の倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などを生じる。	400以上

▲〔出典〕編者・建築単位の時点研究会発行  
(株)彰国社「建築単位の辞典」より

震度階7は昭和23年の福井地震発生後制定され、適用されたのは気象庁の観測史上、阪神・淡路大震災が初めてとなる。また、気象庁の諮問機関「震度問題検討会」は1.現行基準のうち、被害の幅がある震度階5、6をそれぞれ強・弱に二分割し、10段階とする。  
2.人の体感や被害程度を基準としていた震度階級は震度計の計測値を新たな基準とする。  
等を含めた最終答申をまとめ、平成8年度早々に実施する。

▲〔出典〕神戸新聞 平成7年11月30日

### マグニチュード

マグニチュードとは、地震の規模を表す指標。定義は1935年、リヒターにより「震央距離100kmのところに置かれたウッドアンダーソン型地震計の1成分の記録紙上の最大振幅をミクロン単位で読みとり、その常用対数をとったもの」とされたが、震央距離100kmに地震計のないことも多く、実際にには任意の地点で測定された振幅値からマグニチュードと震央距離と振幅を関係づける式により算定する。気象庁は深さ60km以内のマグニチュードの算定には坪井式を用いる。また、グーテンベルグ・リヒターの式によれば、マグニチュードが1.0増すとエネルギーは32倍となる。マグニチュード8.0の地震のエネルギーは $6.3 \times 10^{23} \text{ erg}$ であり、約15メガトンの水爆(広島原爆の750倍)に匹敵する。なお、マグニチュード7.7以上の地震を巨大地震と呼び、観測史上最大マグニチュードは8.6程度であるが、岩石破壊の限界歪みから算出される上限値は8.9程度と予測される。

▲〔出典〕編者・建築単位の時点研究会発行  
(株)彰国社「建築単位の辞典」より

### 復旧等の状況

#### 《地域の現状》

(1)人口の動向  
今回の震災による被災10市10町の人口は、平成7年国勢調査(平成7年10月1日現在)によると3,442,337人で、平成7年1月1日現在の推計人口と比べ-146,789人、-4.1%と減少している。

#### <被災市町別人口数>

県 被災市町	平成7年国勢調査(平成7年10月1日現在の人口)		平成7年1月1日現在の推計人口との比較
	総数	%	
県計	5,401,890	-124,799(-2.3%)	
被災市町	3,442,337	-146,789(-4.1%)	
神戸市	1,423,830	-96,535(-6.3%)	
尼崎市	488,574	-4,219(-0.9%)	
明石市	287,613	3,945(1.4%)	
西宮市	390,388	-33,713(-7.9%)	
洲本市	42,373	-240(-0.6%)	
芦屋市	75,027	-11,835(-13.6%)	
伊丹市	188,436	-1,331(-0.7%)	
宝塚市	202,547	-4,094(-2.0%)	
三木市	78,654	853(1.1%)	
川西市	144,539	951(0.7%)	
津名町	17,084	1(0%)	
淡路町	7,432	3(0%)	
北淡町	10,688	-162(-1.5%)	
一宮町	9,549	-258(-2.6%)	
五色町	10,466	30(0.3%)	
東浦町	8,484	7(0%)	
緑町	5,988	48(0.8%)	
西淡町	13,248	-174(-1.3%)	
三原町	16,843	154(0.9%)	
南淡町	20,574	-220(-1.0%)	

### 民間マンション再建支援等に関する建築基準法集団規定の改正

#### ①都市計画面での時系列的改正

昭和25年:建築基準法制定

昭和46年:都市計画法の改正に伴い用途地域及び容積率の設定

昭和52年:日影規制の設定

②阪神淡路大震災により被害を受けた分譲マンション等の建替に当たっての建築基準法の各種許可制度の適用等について(平成7年3月17日建設省市街地建築課長通達)

#### ■容積率割増について(建築基準法59条の2)

特定行政庁の弾力的な取り扱いによって、従前の総合設計制度を利用した場合の基準容積率の1.75倍かつ300%以内の規定を建築審査会の調査審議を経て、延べ床面積の2/3以上が住宅の用途に供するマンション等に対して、特例措置とすることができます。

#### ■日影規制について(建築基準法56条の2)

従前どおりの扱いとするが、法文の「ただし書き」を次のとおり考え方適用する。  
建替に係る新たな日影の状況が従前の日影の状況と同程度であり、かつ安定した良好な相隣関係の保持が可能と考えられる場合、建築審査会の調査審議を経て、特定行政庁の許可により日影条例の制限を適用しないことができる。

#### ③兵庫県内特定行政庁の緩和措置

■県、神戸市及び西宮市は総合設計制度の緩和措置を建築審査会へかける。

##### 第1種住居専用地域(建ぺい率60%の場合)

敷地面積 : 公開空地率:容積率割増

[従前] 3,000 m<sup>2</sup>以上: 46.7%以上: 基準×1.75かつ300%以内

[復興] 1,000 m<sup>2</sup>以上: 46.7%以上: 基準×1.75又は震災前の床面積

##### 第2種住居専用地域(建ぺい率60%の場合)

敷地面積 : 公開空地率:容積率割増

[従前] 1,000 m<sup>2</sup>以上: 46.7%以上: 基準×1.75かつ300%以内

[復興] 500 m<sup>2</sup>以上: 23.4%以上: 震災前の床面積

▲〔出典〕読売新聞 平成7年5月4日

■芦屋市は総合設計制度を活用する場合の日影規制の緩和を発表。  
震災前の高さや又は、震災前の高さから1、2階高くなる場合、都市計画審議会に加え周辺住民の同意があれば許可。

▲〔出典〕日本経済新聞 平成7年8月23日



### 建築基準法構造基準改正

昭和46年以前: 法制定時のまま

昭和43年: 十勝沖地震M7.9発生

昭和46年改正: 带筋間隔10cm以内等

昭和53年: 宮城県沖地震M7.4発生

昭和56年改正: 新耐震基準



### 震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針の用語の定義

補修: 被災により低下した建築物あるいはその部分の構造性能を被災前とはほぼ同等になるようにすること。

補強: 被災により低下した建築物あるいはその部分、部位の構造的性能を被災前の状態より高くすること。

復旧: 被災した建築物に補修・補強を施して再使用に耐えるようにすること。

恒久: 地震被災後の想定建築物供用期間中をさす。

応急: 地震被災後、恒久措置を講ずるまでの一時的、暫定的な状態をいう。

※解説

●構造性能とは強度、剛性、韌性を含む総合的性能を意味する。

●いわゆる復旧とは既に復することであるが、復旧技術指針においては構造性能を被災前以上となるようにする補強も復旧に含む。

●個々の部材の構造性能を考慮するばかりでなく、建物全体としての構造性能を考慮して補強することおよび耐久性、防水性、耐火性等建築物あるいはその部位に要求される基本的性能を満たすために関連して行われる工事等も復旧に含む。

#### ■応急危険度判定

被災後速やかに建築又は土木技術者が主に目視により調査を行い、現地において二次災害の防止から当該建築物等の使用に対する制限の有否を判定し、その結果を使用者または所有者に勧告する。

#### ■被災度区分判定

建築構造技術者が立ち入り、沈下、傾斜、構造躯体の損傷を調査し、被災度の区分を行い、その後の補修・補強等の要否を判定する。

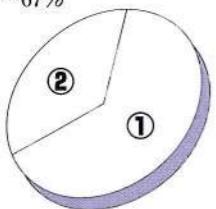
▲〔出典〕(財)日本建築防災協会  
震災建築物等の被災判定基準および復旧技術指針(鉄筋コンクリート編)



## 復旧1・2課員へのアンケート結果

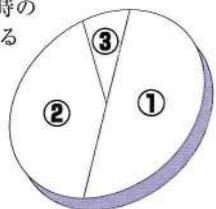
### Q1. 今回の赴任を決めるに当たって

- ①社内で指名された…67%
- ②本人が希望した…33%



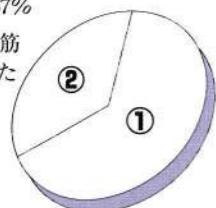
### Q2. 赴任期間中、業務を通じて期待したこと

- ①技術職として未知の施工等を体験する…50%
- ②公社人として非常時の住宅管理を体験する…42%
- ③その他…8%



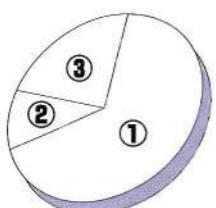
### Q3. 職員派遣に際しての公社間の情報交換について

- ①情報不足からまったく分からなかった…67%
- ②復興か復旧かの大筋では予想通りだった…33%



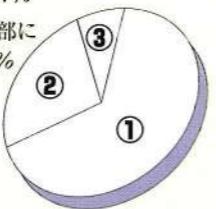
### Q4. 1年間という赴任期間について

- ①長い公社歴の中で1年くらいは良いと思った…67%
- ②1年間では本質に踏み込めないと思った…8%
- ③その他…25%



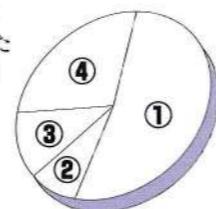
## Q5. 出身母体の設計、積算事務と今回の復旧業務での事務処理について

- ①同じ公社でも違うものだと感じた…67%
- ②大筋では近いが細部に違いがあった…25%
- ③その他…8%



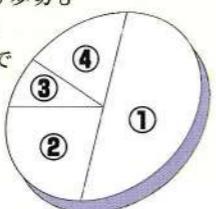
## Q9. 4月の事務引継について

- ①概ね理解できた…53%
- ②充分理解できた…5%
- ③不充分ではあるが仕事に取りかかった…16%
- ④その他…26%



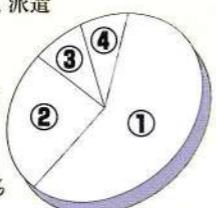
## Q10. 竣工を迎えて復旧工事の出来映えについて

- ①非常時なので随意契約は当然である…50%
- ②随意契約はもとより歩切も不要である…25%
- ③競争入札にすべきであった…8%
- ④その他…17%



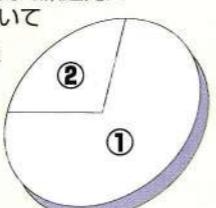
## Q7. 自治会等居住者からの反応について

- ①他都道府県からの派遣職員ということで風当たりが和らいだ…59%
- ②時間とともに地元、派遣職員の区別はなくなった…25%
- ③言葉など派遣職員ということでかえって厳しい対応となった…8%
- ④その他…8%



## Q8. 支給される公費で派遣元に帰る回数について

- ①月1回程度の支給は妥当だと思われる…78%
- ②家庭生活の維持を考えれば少ないと思われる…22%



## 3/9 医療・安全等に関する情報

- 被保険者証、健康手帳等を焼失などした場合、再交付前でも一定の事項を申告すれば受診できる。災害救助法指定地域に居住する被保険者は3月末まで医療機関の一部負担金等の猶予もある。

避難所等を巡回する「児童こころの相談」の開始。

- 解体現場での粉塵、アスベスト対策についての相談は「環境庁大気保全局大気規制課」「兵庫県保険環境部環境局大気課」「神戸市環境局環境保全部指導課」

## 3/17 保険・医療

- 避難所救護センターを神戸市宮本公園、野寄公園他に設置。

- 震災による精神的なショックや心の悩み等、相談の対応として、被災地内の保健所に精神科救護所を開設。また、県立精神保護センターにはフリーダイヤルによる「こころの電話相談」を、県立女性センターにも「心の相談」を開設。

- 避難所、仮設住宅、家庭等を巡回健康相談、巡回栄養相談として保健婦等が訪問。

- 各県立病院でアトピーはじめ総合的な受診が可能。

- 食物アレルギーの不安に対応。

- ①アトピッ子地球のネットワーク

- ②神戸市、神戸日赤病院等にて食材の無料配布

- ③ボランティア有志の食材直送

- 兵庫難病患者等災害支援センター、兵庫県難病相談センターにて難病の相談窓口。

- JEA支援センターにて、てんかんを持つ方への救護所を開設。

- 兵庫県原子爆弾被爆者相談室等にて原爆被爆者の相談受付。

## 3/18 中小企業への支援とがれき処理

- 2/3損壊した家屋等のがれき処理推進のため「災害廃棄物処理推進協議会」を発足。個人、中小企業者が所有するがれきの処理は解体を含め市町が公費で実施、国は1/2を補助するとともに残りの95%を特別交付税で措置。

▲〔出典〕神戸新聞



### 《ひょうごフェニックス計画推進協賛事業》

- 兵庫県では、阪神・淡路大震災からの早期復興をめざして、人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくりを基本理念とする「阪神・淡路大震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を策定。(財)阪神・淡路大震災復興基金は、この「ひょうごフェニックス計画」のシンボルマークを復興の象徴として幅広く使用していただき、同計画への理解と、復興に向けての機運を高めていくため、協賛事業の展開を進めています。

- 事業内容：ひょうごフェニックス計画の趣旨に賛同する個人、団体、企業などを対象に、故手塚治虫氏の「火の鳥」をデザインしたシンボルマークを無償で使用いただき、復興を支援する事業を行っていただきます。

- その事業が収益事業である場合には、復興のための寄付をお願いすることとしています。(寄付金は当基金を通じて住宅、産業、生活、教育の各復興対策事業に活用させていただきます。)

- 連絡先：「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」、「ひょうごグリーンネットワーク」とも事務局は兵庫県民会館内

▲〔出典〕毎日新聞 平成8年2月8日

### 《阪神・淡路大震災復興基金》

名 称：(財)阪神・淡路大震災復興基金

設立年月日：平成7年4月1日

設立者：兵庫県、神戸市

基金の規模：基本財産200億円、運用財産5,800億円 合計6,000億円

設立目的：阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取り組みを補完し、被災者の救済及び自立支援、並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的としています。

### 《ひょうごグリーンネットワーク》

目 的：樹木が延焼防止等に役立つことや、緑の息吹で潤いのある街をつくり出すために10年間で25万本の植樹を行う。

主 催：「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」が市民運動として発足させた。

発起人：安藤忠雄・梅原猛・瀬戸内寂聴さんら8人

活 動：①震災復興にかかる大企業からは2億円を目指し募金を募る。これらで樹木を購入し住宅を再建しようとする希望者に配布する。②全国の都道府県及び主要都市から樹木を寄贈してもらい、新設する公園等に森を作る。

③地元の趣旨に賛同してくれる人々を「グリーンボランティア」として、自宅敷地に植樹してもらう。

④地元自治体には建築確認が提出された際、植樹を指導してもらう。

連絡先：「阪神・淡路震災復興支援10年委員会」、「ひょうごグリーンネットワーク」とも事務局は兵庫県民会館内



神戸市中央区下山手通4丁目18番2号